

令和５年度第１回袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会及び
令和５年度第１回袖ヶ浦市地域福祉活動計画策定推進委員会

１ 開催日時 令和５年１１月６日（月） 午前１０時開会

２ 開催場所 袖ヶ浦市役所北庁舎３階 小会議室

３ 出席委員

委員長	石井 啓	委 員	竹元 悦子
副委員長	二宮 義文	委 員	齊藤 眞理子
委 員	手塚 正二	委 員	柳井 進
委 員	置田 和子	委 員	鈴木 淹民
委 員	小島 直子	委 員	大島 裕子
委 員	森岡 かおり	委 員	高石 元気
委 員	荻谷 文介	委 員	細田 雄宇
委 員	井口 清一郎	委 員	柳井 健
委 員	鶴岡 公一	委 員	川口 秀
委 員	小林 芳昭		

（欠席委員）

委 員	関 茂	委 員	後藤 秀美
委 員	杉山 峰生	委 員	土屋 則子
委 員	石井 美喜男	委 員	佐藤 志津子

４ 出席職員

福祉部長	川口 秀	社会福祉協議会会長	小島 直子
福祉部次長	柏木 喜男	社会福祉協議会常務理事	杉浦 弘樹
地域福祉課 副 参 事	黒氏 良浩	同事務局長	山上 拓也
地域福祉課 生活支援班長	鹿間 久美子	同係長	手島 陽一
地域福祉課	中村 彰之		
地域福祉課	出来町 瑛司		
地域福祉課	鈴木 雄大		

５ 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	５人
------	----

傍聴人数	0人
------	----

6 議 題

- (1) 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）の概要について
- (2) 袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第4期）の概要について
- (3) 袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業実施計画（案）について
- (4) その他

7 議 事

- 1 開会
- 2 福祉部長あいさつ
- 3 社会福祉協議会長あいさつ
- 4 各委員自己紹介
- 5 職員紹介
- 6 委員長、副委員長の選出

【選 出】

事務局：

袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱第5条の規定によりまして、委員長及び副委員長につきましては、委員の互選により選出することとなっています。

選出方法についていかがいたすべきかお諮りいたします。

竹元委員：

事務局案に一任します。

事務局：

事務局案というご意見がございました。ご異議がなければ事務局から提案させていただきます。

— 異議なし —

事務局：

委員長につきましては、前回委員長としてご活躍いただいた、袖ヶ浦市社会福祉施設等連絡協議会から選出されている石井啓委員、また、副委員長には青少年育成袖ヶ浦市民会議から選出されている二宮義文委員にお願いしてはいかがでしょうか。

— 異議なし —

事務局：

全員賛成によりまして、委員長には石井啓委員、副委員長には二宮義文委員が選出されました。よろしくお願いいたします。

7 議題

(1) 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）の概要について

資料に基づき、事務局から計画の概要について説明。

【質 疑】

二宮副委員長：

子供のひきこもりがそのまま延長して大人になり、そのようなケースから生活保護を受給するようになった場合、国の資料では、年間で約2.3兆円を要すとのこと。ひきこもりに関しては、個人ではどうにもならない問題であり、自治会や市単位で支援しても解決に至るのは中々難しいと思われるので、県と連携を図るなど、そういった取り組みに配慮をお願いしたいと思います。

もう一点ですが、私は30人くらいの高齢者を対象に百歳体操のサポートを行っています。コロナ禍におきまして、あきらかに認知症の人が増えています。認知症ケアに関しては、積極的な取り組みが必要であると考えています。

石井委員長：

今の二宮副委員長の話はご意見ということでよろしいでしょうか。

二宮副委員長：

気になることでございます。

石井委員長：

今の話につきまして、事務局は何かご説明がありますでしょうか。

事務局：

ひきこもりの件ですが、現状、市として具体的な対策があるわけではありませんが、この後議題（3）にあります重層的支援体制整備事業におきまして、様々な課題を抱える家庭を支援させていただく相談窓口であるとか、更

なる支援に繋げていくような取り組みについて説明させていただきます。そこにはひきこもりの方の支援も想定されますが、ただ委員のおっしゃるとおり、市単位でこの問題を解消することは難しく、相談窓口等においては市が開設するものですが、総合的な対策というのは国に要望を挙げていくだとか、様々な視点で捉えて対策を講じてまいりたいと考えております。

認知症の件ですが、今年の6月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立しました。これにより、認知症ではない方がより一層認知症の方の理解を深め支えていく体制をこれまで以上に進めていくと同時に、今後、国による具体的な計画が策定されるかと思われませんが、その内容を受けて、市でも新たな対策を講じてまいりたいと考えております。

手塚委員：

最近マスコミ等で話題となっております、ヤングケアラーについてどのような対策を考えていますか。

事務局：

市民子育て部の子育て支援課が窓口となりますが、子育て部門における計画の中に位置付けされていることと思われます。

福祉部門としては、子育ての問題だけではなく、例えば高齢者や障がい者を若いお子さんがケアしていくということで当然関係しており、考えていかなければならない問題であるという認識でございます。この後議題（3）で説明します重層的整備支援事業を実施するなかで、子育て部門と連携を図りながらヤングケアラーの家庭を支援していく必要があるかと考えております。

石井委員長：

他にご意見ありますでしょうか。無いようですので、第1号議案は終了させていただきます。

（2）袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第4期）の概要について

資料に基づき、事務局から計画の概要について説明。

【質 疑】

二宮副委員長：

私は平岡地区でボランティアをしております、地区単位の大きな地域での活動や自治会単位の狭い範囲での活動をしていますが、本当に地域に根差

して頻繁に行う活動というのは、参加者の足の問題もあり、自治会単位が望ましいと思います。ボランティアを行う人も高齢化していくなか、後継者がいないことは問題となっており、支援がなければボランティア団体は衰退してしまいます。活動団体が人を募集したり、活動を行っていくうえで何らかの手助けが必要であるかと考えます。

事務局：

ご意見どうもありがとうございます。

また、日頃平岡地区の方で様々な活動をしていただいております、本当にありがとうございます。

平岡地区は、皆様ご存知の通り高齢化率が一番高い地区であり、井口会長を始めとした平岡の地区社協の方では、まずは高齢者の方々が顔の見える関係作りが大事だろうという考えのもと、平岡地区という広い範囲でなく、その中で小さく分けて、サロン活動というのを他の地区よりも開催場所また開催の頻度を多くして、現在ご尽力いただいているところです。更に細かい部分での支え合いが必要なのが実情でありまして、生活支援体制整備事業と言いますが、今ご意見の中でお話がありましたが、自治会単位のような近場の中で支える人、支えられる人、また、その役割を固定せず、お互いがお互いを支え合う取り組みというのを、広範囲ではなく、日常生活圏域で進めさせていただいているところでございます。

後継者不足の問題についてですが、平岡に限らず全地区の課題となっております。まして、ボランティアさんの育成等様々な養成講座等を交えて、また、万が一の災害時に備えて支援していただく方の分母が少しでも広がるよう、この計画の中でも、また、次期の計画の中でも検討していきたいと考えております。

二宮副委員長：

私が今住んでいる野里という地区は約700名350世帯ぐらいの平岡地区では一番大きな自治会です。前は福寿会という敬老会がありましたが、それがなくなってしまいました。

今年の3月に出口前市長をはじめ7人の有志が集まり、敬老会を立ち上げるべく活動しております。少しずつ始めていますので、良い結果が出ましたら報告させていただきますので、その際は期待してください。

井口委員：

平岡地区は人口が少なく、一番高齢化率が高い地区であり、特に独居老人が非常に増えています。インフラ整備をされていない困窮者も見受けられま

す。人口の多い少ない等、地域の実情を踏まえて、きめ細かな支援が必要になると思われます。

事務局：

ご意見を集約しますと、先ほど福祉部長からも重層的な支援体制というお話がありましたが、複合的な問題に対処することが一つ課題としてあげられるかと思います。

また、地域の自治会の活動を活発にすることも必要であり、平岡地区の自治会加入率は7割を超えており、加入率は昭和長浦地区よりも高い状況です。社会福祉協議会の所管外の話ではありますが、長浦まちづくり協議会が立ち上がりました。その他の地区にも波及していけばよいと考えます。どうしてもマンパワーが不足しておりますので、そういった大きな組織を生かしながら、お互いに協力してマンパワーを活かしていきたいと考えます。

竹元委員：

袖ヶ浦市地域福祉活動計画概要版10ページの平岡地区社会福祉協議会における名幸ヶ丘子育てサロンについてですが、現在活動していないと思われ

事務局：

この活動計画を作成したのが令和2年6月時点になりますので、その後2年半経過している中で、サロン事業がなくなっているということは承知しておりますが、資料は作成したときの時点となりますので、ご了承いただけたらと思います。

二宮副委員長：

コロナワクチン接種の予約の際の話になりますが、公民館でお年寄りの方が来て、スマホで公民館の職員の方が対応してくれて、電話では取れなかった予約が次々と取れまして、有意義な支援であったと思います。

日常生活で高齢者の方がスマホを持っていますが、そういった予約の手段とか、操作が分からずに宝の持ち腐れになっているが、少し手助けをしていただけでスムーズにいく場面が見受けられますので、そういった受け皿を考えて公民館や包括支援センター等で行えることがあるのではないかと思います。ワクチン接種の時の状況や日常で最近思ったことでありますが、参考意見にしてください。

石井委員長：

ありがとうございます。IoT の活用の話になるかと思いますが、その機器の使用を広げていく事業はあるのか、また、今後設置したらどうかというご意見だと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：

直接的な担当部局ではありませんが、知っている範囲で回答します。公民館でそういったスマホ、高齢者向け教室などを実施している市町村の自治体もあるかと存じております。この委員会の中で地域の中でのお困り事等を今後調査検討していく場面があると思いますので、そういったところで意見を上げていただき、また、市全体でなど、様々な角度から検討していければと考えます。

石井委員長：

他にご意見ありますでしょうか。無いようですので、第2号議案は終了させていただきます。

(3) 袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業実施計画（案）について

資料に基づき、事務局から計画の概要について説明。

【質 疑】

荻谷委員：

重層的支援体制整備事業の説明を先日聞く機会があり、実際に悩んでいたケースを相談したところ、早速動いていただき助かりました。

石井委員長：

実際に動いていただいたという報告がありましたが、それに対して事務局から説明がありますか。

事務局：

民生委員の研修会の中で説明をさせていただいたところ、その翌日に相談室にお越しくださり、2件心配なご家族がいるとのご相談をいただきました。具体的なケースについては、差し控えますが、荻谷委員が「どこに相談していいかわからなかったのが、安心しました」とおっしゃったのが印象的でした。

問題が解決するかしないかではなく、民生委員、児童委員等地域でご活躍されている方々が不安に思っていることを市役所のどこに相談していいかわからず悩むことがあるかと思います。ここに来てくだされば話を中でまとめます、という部署を地域福祉課としておりますので、地域で心配な世帯がいらっしゃいましたら、地域福祉課の方にご相談いただければ、少しずつではあると思いますけれども、対応してまいりますので、今後ともご協力をお願いいたします。

二宮委員：

私の周りにも、民生児童委員の方が活躍しているが、様々な課題が見つかり、手が回らなくなるという話を聞いていましたが、その中で民生児童委員の方が、悩み込まず相談する場所ができたことについて素晴らしいと思いました。少し話は変わりますが、地域包括センターの増設により利便性が向上され、また、袖ヶ浦市おたすけ手帳は見やすく使いやすくなったことは大変良いことだと思いますので、錆び付かさずに続けてほしいと思います。

石井委員長：

様々な障がいのある方から相談を受け訪問した時に、障がいの問題だけでなく、ひきこもり、高齢、困窮等の問題が複合しているケースが増えていると感じます。その中で将来の協力体制がこの体制整備に伴って進んできたとし役所の担当部署から話がありましたが、それに関わっている私たちもそう感じているところです。どこに相談するか悩むケースを相談する場所があるということは、市民の立場から見ると大きな前進であると思います。個人の感想になりますが、そのような形で体制整備が進んでいけば、いい地域づくりになるかと思います。

石井委員長：

その他ご意見はありますでしょうか。無いようですので、第3号議案は終了させていただきます。

(4) その他について

事務局より今後のスケジュールを説明。

石井委員長：

他に無いようでしたら、本日予定しておりました議題についてはすべて終

了とさせていただきます。

これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

8 閉会

事務局：

それでは、本日の日程はすべて終了しました。委員の皆様長時間の審議ありがとうございました。以上を持ちまして令和5年度第1回袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会及び令和5年度第1回袖ヶ浦市地域福祉活動計画策定推進委員会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。

以 上

令和５年度第１回袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会及び
令和５年度第１回袖ヶ浦市地域福祉活動計画策定推進委員会

日時：令和５年１１月６日（月）午前１０時から

会場：袖ヶ浦市北庁舎３階小会議室

次 第

- １． 開 会
- ２． 福祉部長あいさつ
- ３． 社会福祉協議会長あいさつ
- ４． 各委員自己紹介
- ５． 職員紹介
- ６． 委員長、副委員長の選出
- ７． 議題
 - （１）袖ヶ浦市地域福祉計画（第３期）の概要について
 - （２）袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第４期）の概要について
 - （３）袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業実施計画（案）について
 - （４）その他
- ８． 閉 会

袖ヶ浦市地域福祉(活動)計画策定・推進委員名簿

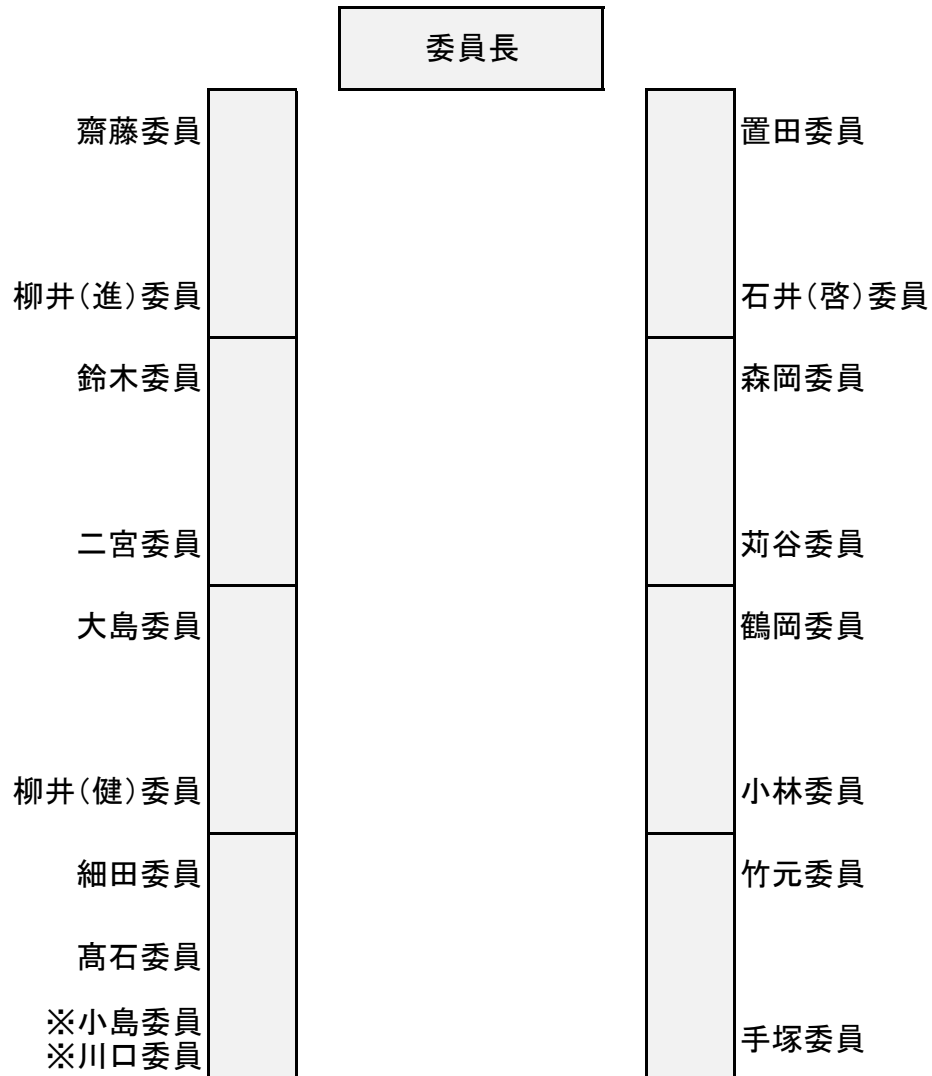
令和3年4月1日～令和6年3月31日

No.	氏名	選 出 区 分	地域福祉計画 (市)	活動計画 (社協)
1	手塚 正二	袖ヶ浦市中心身障がい者(児)福祉会	○	○
2	置田 和子	袖ヶ浦市シニアクラブ連合会	○	○
3	石井 啓	袖ヶ浦市社会福祉施設等連絡協議会	○	○
4	小島 直子	袖ヶ浦市社会福祉協議会	○	
5	関 茂	昭和地区社会福祉協議会	○	○
6	森岡 かおり	長浦地区社会福祉協議会	○	○
7	杉山 峰生	蔵波地区社会福祉協議会	○	○
8	苅谷 文介	根形地区社会福祉協議会	○	○
9	井口 清一郎	平岡地区社会福祉協議会	○	○
10	鶴岡 公一	中川・富岡地区社会福祉協議会	○	○
11	石井 美喜男	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会(昭和)	○	○
12	小林 芳昭	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会(長浦)	○	○
13	後藤 秀美	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会(蔵波)	○	○
14	竹元 悦子	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会(東部)	○	○
15	齋藤 真理子	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会(主任児童委員)	○	○
16	土屋 則子	袖ヶ浦市ボランティア連絡協議会	○	○
17	柳井 進	袖ヶ浦市自治連絡協議会	○	○
18	鈴木 淹民	袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	○	○
19	二宮 義文	青少年育成袖ヶ浦市民会議	○	○
20	大島 裕子	学識経験者(家庭教育)	○	○
21	高石 元気	学識経験者(子育て関係市P)	○	○
22	佐藤 志津子	公募	○	○
23	細田 雄宇	教育関係職員(教育指導主事)	○	○
24	柳井 健	教育関係職員(生涯学習関係職員)	○	○
25	川口 秀	袖ヶ浦市福祉部長		○

事務局

袖ヶ浦市	川口 秀	福祉部長
	柏木 喜男	福祉部次長
	黒氏 良浩	福祉部 地域福祉課 副参事
	鹿間 久美子	福祉部 地域福祉課 班長
	中村 彰之	福祉部 地域福祉課 主査
	出来町 瑛司	福祉部 地域福祉課 副主査
	鈴木 雄大	福祉部 地域福祉課 副主査
社協	小島 直子	会長
	杉浦 弘樹	常務理事
	山上 拓也	事務局長
	手島 陽一	次長

令和5年度第1回袖ヶ浦市地域福祉（活動）計画策定・推進委員会
 令和5年11月6日（月） 10:00～
 袖ヶ浦市北庁舎3階 小会議室＜座席表＞



【事務局】

袖ヶ浦市

柏木 次長	川口 部長
----------	----------

黒氏 副参事	鹿間 班長
-----------	----------

袖ヶ浦市社協

杉浦 常務	小島 会長
----------	----------

手島 次長	山上 局長
----------	----------

※議題2のときは、
前列と後列の入替

中村 主査	鈴木 副主査	出来町 副主査
----------	-----------	------------

傍聴席

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、袖ヶ浦市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し推進するため、袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- （1） 計画の策定に関する事項
- （2） 計画の推進方策に関する事項
- （3） 計画の進捗状況の点検及び評価に関する事項
- （4） その他計画の策定及び推進に必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 社会福祉団体の代表
- （2） 民生委員・児童委員の代表
- （3） 主任児童委員の代表
- （4） ボランティアの代表
- （5） 地域団体の代表
- （6） 学識経験を有する者
- （7） 市民
- （8） 関係行政機関の職員

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第138号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年告示第138号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（任期の特例）

- 2 この告示の公示以後、初めての委員会の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則（令和2年8月11日告示第155号）

この告示は、公示の日から施行する。

袖ヶ浦市地域福祉活動計画策定推進委員会要綱

(設置)

第1条 袖ヶ浦市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を計画的、かつ効果的に推進するため、袖ヶ浦市地域福祉活動計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 計画の推進方策に関する事項
- (2) 計画の進捗状況の点検及び評価に関する事項
- (3) 次期計画の策定に関する事項
- (4) その他計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員24名以内をもって組織する。

- 2 委員は、福祉活動を行う者、市民、行政機関、その他袖ヶ浦市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認める者の中から会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、袖ヶ浦市社会福祉協議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(任期)

- 2 最初に委嘱される委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(招集)

- 3 最初に招集される委員会は、第6条の規定に関わらず会長が招集する。

(廃止)

- 4 袖ヶ浦市地域福祉活動計画推進委員会要綱（平成25年7月19日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

袖ヶ浦市地域福祉計画
(第3期)
【概要版】

令和2年6月
袖ヶ浦市

第1章 計画の策定にあたって

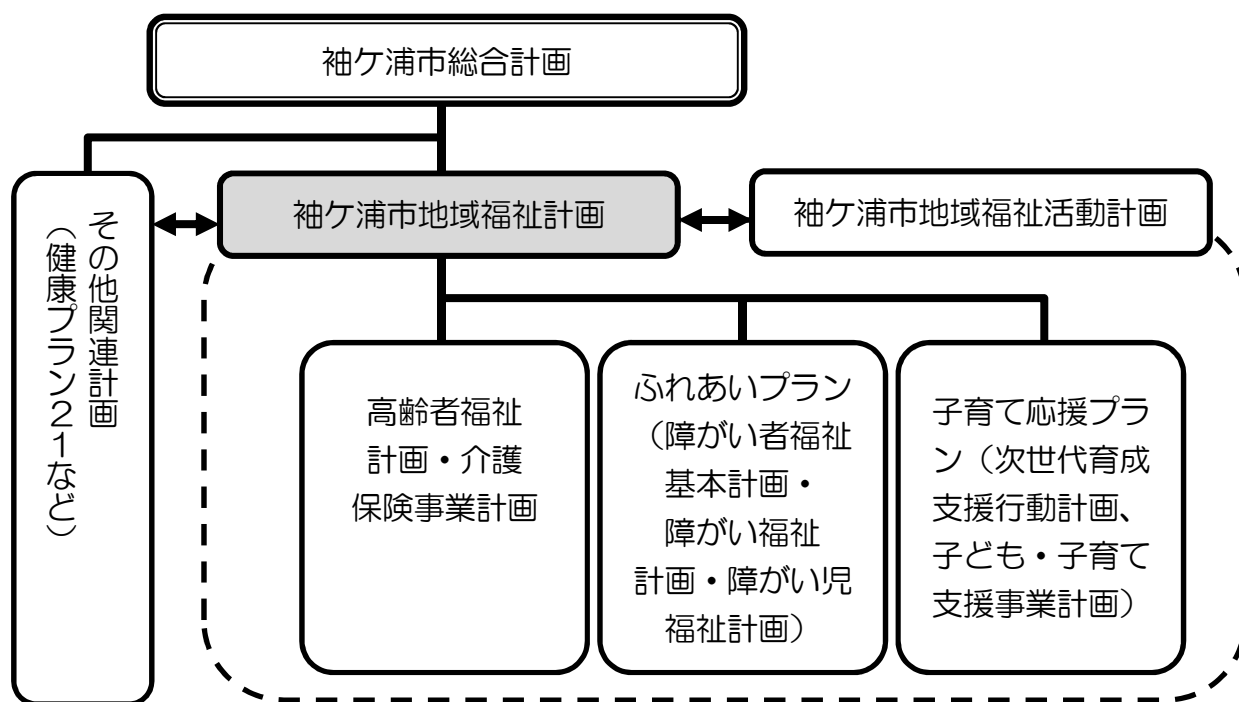
1 計画策定の背景

市では、社会情勢の変化や市内の地域福祉活動の状況を踏まえながら、より住民のニーズに沿った内容で地域福祉が推進できるよう、平成27年3月に、「市民誰もがそれぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくり」を基本理念とした、袖ヶ浦市地域福祉計画（第2期）（以下、「前計画」という。）を策定し、様々な取組を進めてきました。

前計画が令和元年度に計画の最終年度を迎えることから、前計画を振り返るとともに、新たな国等の考え方や社会情勢を踏まえ、市のさらなる地域福祉の推進を図るため、このたび、袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、市の最上位計画である「袖ヶ浦市総合計画」の目指す将来の姿や施策体系を踏まえ、市民、地域、行政の協働のあり方など、地域福祉を推進するための方策をまとめたものです。



3 計画期間

本計画は令和2年度を計画の初年度とし、計画期間は、市の最上位計画である「袖ヶ浦市総合計画」との整合を図り、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

第2章 計画の基本的な考え方と目標

1 基本理念

本計画においては、市民が自ら福祉活動に取り組み、生きがいを持って、地域福祉を推進していくうえで地域と市、市社協など関係機関が互いに協力していくという考え方を大切にして、市民誰もが個人として尊重され、その人らしく安心して暮らせるまちの実現を目指し、基本理念を設定します。

（基本理念）

**「市民誰もが活躍し、それぞれの地域でその人らしい
安心で充実した生活をおくれるまちづくり」**

基本理念をもとに地域福祉を推進していくにあたり、各施策や事業を横断的に照らす3つの基本視点を設定します。

○基本視点1 すべての個人の人間性を尊重します

- ・障がいの有無や国籍・性別・年齢等の違いを認め合い、それぞれの価値観を大切にし、個人個人が持っている能力を生かしながら、自分らしく生活できるようにしていきます。

○基本視点2 包括的な支援体制づくりを推進します

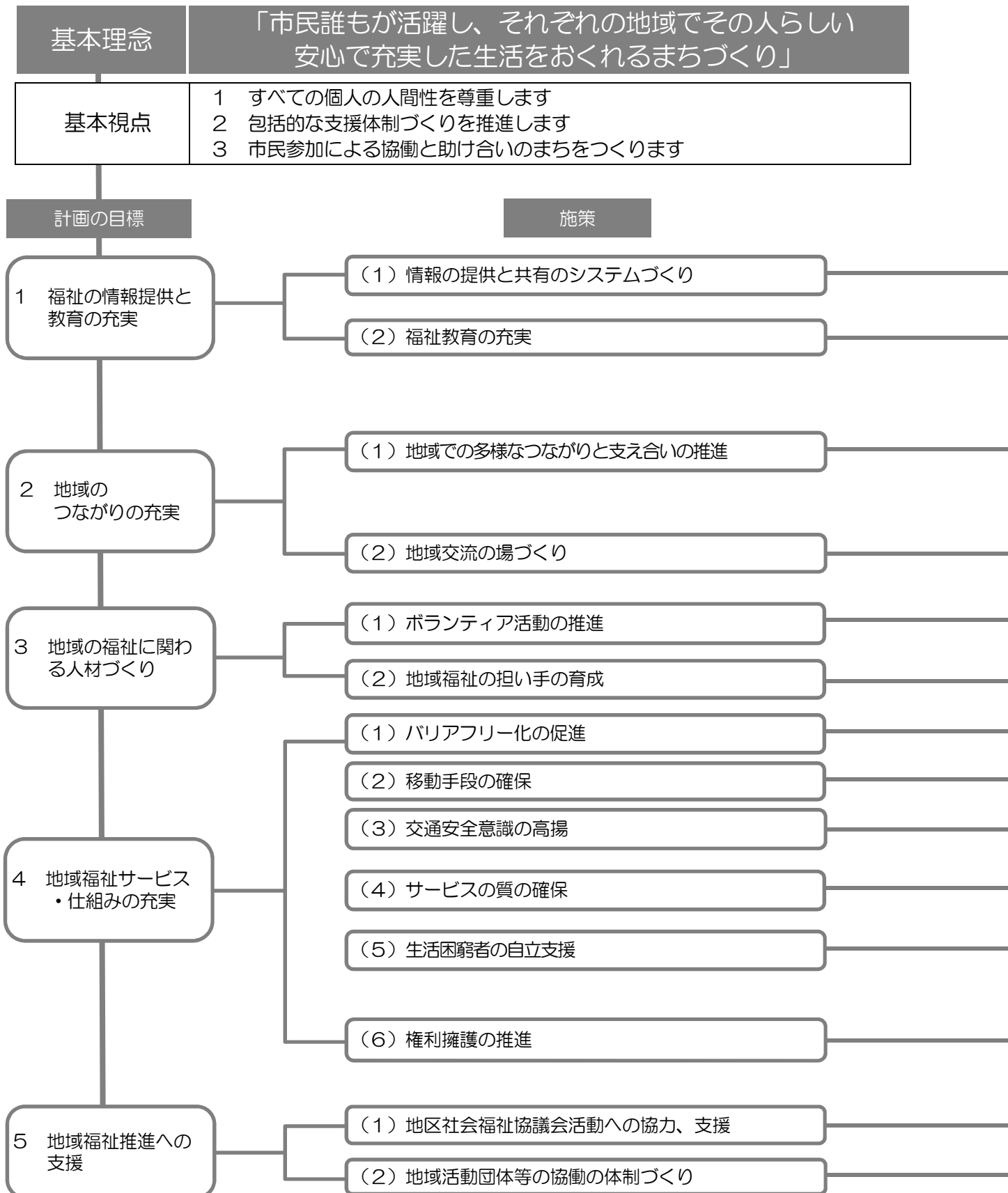
- ・地域包括ケアシステムにおける支援の包括化、地域連携、ネットワークづくりは、これからの地域共生社会の実現に向けてのベースとなる考え方、仕組みです。現在の取組を着実に進めつつ、「必要な支援を包括的に提供する」ことができるよう、地域福祉を推進する体制の充実を図るとともに、地域の多様なネットワークの連携と協働を深め、総合的な地域福祉を推進します。

○基本視点3 市民参加による協働と助け合いのまちをつくります

- ・市民や団体等、地域の人々が福祉活動を理解し、行政とともに参加し協力して活動できる環境をつくります。

2 計画の体系

本計画の施策体系を、以下のとおり定めます。これらの施策を総合的かつ計画的に、互いに連携を図りながら推進します。



展開する施策

① 福祉に関する総合的な情報提供の充実

- ① 家庭における教育の推進
- ② 学校における福祉教育の推進
- ③ 生涯学習としての福祉教育の推進

- ① 身近な地域でのつながりを深める取組
- ② 要援護者への見守り・声かけ・支え合いの推進
- ③ 地域における支え合いの促進
- ④ 防犯パトロールなどの自主防犯活動の推進
- ⑤ 日常における防災対策の普及
- ⑥ 災害時要援護者の支援

- ① 身近な交流の場づくりの推進
- ② 公共施設、地区集会施設等の有効活用の推進

- ① ボランティアセンター等の支援
- ② 各種ボランティア養成の支援

- ① 地域リーダーや福祉活動に携わる人の養成支援
- ② 福祉活動の相談指導専門職員等の資質向上

① 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

① 移送サービスの充実

① 交通安全の推進

- ① 福祉に係る相談体制の充実
- ② 福祉に関する相談員の派遣
- ③ 福祉サービスの第三者評価等の普及啓発

① 生活困窮者の自立支援

- ① 成年後見制度利用支援事業の普及啓発
- ② 日常生活自立支援事業の普及啓発
- ③ 虐待防止対策の推進
- ④ 人権意識の啓発
- ⑤ 消費者保護対策の推進及び消費者意識の向上

① 地区社会福祉協議会活動への協力、支援

① 地域活動団体等の協働に向けた支援

第3章 基本目標と施策の展開

計画の目標1 福祉の情報提供と教育の充実

(1) 情報提供と共有のシステムづくり

①福祉に関する総合的な情報提供の充実	
「広報そでがうら」(市)、「社協だより」(社協)、各種福祉サービスガイドなどの配布や、市や社協のホームページへの掲載、福祉施設への各種パンフレットの設置等、対象者の年齢を考慮して届きやすい方法によって、制度の内容や改正などを含めた総合的な情報を提供します。また、障がいのある人や高齢者に配慮した情報提供に努めるとともに、多様なメディアへの対応も検討します。	
事業名 【所管課等】	○福祉に関する情報提供の充実【地域福祉課・障がい者支援課・介護保険課・高齢者支援課・子育て支援課・保育課・社会福祉協議会】 ○子育て支援ポータルサイトによる情報提供【子育て支援課】
関連事業名 【所管課等】	○市民活動情報サイトによる情報提供【市民活動支援課】 ○市政（まちづくり）講座【市民活動支援課】 ○職員出前講座【生涯学習課】

(2) 福祉教育の充実

①家庭における教育の推進	
幼児期においては、愛情により結ばれた親子のふれ合いを通じて、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりなど子どもの心を育む家庭での教育を推進するための情報を提供していますが、今後はより幅広く提供できるよう、関係各課や関係機関等とともに実施方法や内容などの改善などを検討していきます。	
関連事業名 【所管課等】	○子どもを育む、学校・家庭地域推進事業【学校教育課】 ○家庭教育総合推進事業【生涯学習課・市民会館・公民館】
②学校における福祉教育の推進	
学校教育として福祉に関する体験学習などを実施し、引き続き、児童や生徒などが地域の一員として福祉に関する理解を深め、実践的な態度を育てるとともに、今後は学習内容の更なる充実も図っていきます。	
事業名 【所管課等】	○福祉教育推進事業【社会福祉協議会】
関連事業名 【所管課等】	○福祉体験学習等による福祉教育の推進【学校教育課】

③生涯学習としての福祉教育の推進	
市民を対象として、福祉や家庭教育に関する内容の講座などを開催します。また、生涯各期にわたる全ての世代に向けた福祉教育の実施や、その時々々の社会情勢などに拠る課題にも対応していけるよう、関係各課や関係機関等とともに講座内容の検討を進めていきます。	
事業名 【所管課等】	○地域福祉フェスタ【社会福祉協議会】 ○ボランティア養成事業【社会福祉協議会】 ○福祉教育推進事業（再掲）【社会福祉協議会】
関連事業名 【所管課等】	○家庭教育総合推進事業（再掲）【生涯学習課・市民会館・公民館】 ○青少年教育推進事業【生涯学習課・市民会館・公民館】 ○成人教育推進事業【生涯学習課（三学）】 ○高齢者いきがい促進事業【市民会館・公民館】

計画の目標 2 地域のつながりの充実

（１）地域での多様なつながりと支え合いの推進

①身近な地域でのつながりを深める取組	
人と人とのつながりの基本であるあいさつを励行し、身近な隣近所での日常的なつながりを深める取組を進めます。	
関連事業名 【所管課等】	○自治会の加入促進への取組【市民活動支援課】 ○子どもを育む、学校・家庭地域推進事業（再掲）【学校教育課】
②要援護者への見守り・声かけ・支え合いの推進	
児童、高齢者、障がいのある人への虐待や犯罪行為などを未然に防止するためにも、市民一人ひとりが地域に関心を持つことが重要です。今後は対象となる方の更なる増加が予想されることから、高齢者見守りネットワーク事業の協力事業者の拡大などを含め、隣近所の見守りや声かけなどの地域で安心して生活できる地域づくりを推進します。	
事業名 【所管課等】	○高齢者見守りネットワーク事業【高齢者支援課】
関連事業名 【所管課等】	○青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議【生涯学習課・市民会館・公民館】

③地域における支え合いの促進	
住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、地域住民同士のつながりを基本とした「お互いさま」の関係を築くため、地区社会福祉協議会など地域団体の活動活性化の促進や、自治会やシニアクラブ等への加入促進などにより、共に支え合い、助け合う仕組みづくりを促進します。また、生活支援体制整備事業において住民等の多様な主体が参画し、生活支援の多様なサービスを実施することにより、地域における支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を実施します。	
事業名 【所管課等】	○地区社会福祉協議会運営事業の支援【地域福祉課】 ○地域福祉活動団体支援事業＜新規＞【地域福祉課】 ○介護予防・生活支援サービス事業（住民主体型サービス）【高齢者支援課】 ○生活支援体制整備事業【高齢者支援課】 ○シニアクラブ活動支援事業【高齢者支援課】 ○認知症サポーター等養成事業【高齢者支援課】 ○シルバー人材センター支援事業【高齢者支援課】 ○世代間支え合い家族支援事業【高齢者支援課】、
関連事業名 【所管課等】	○自治会の加入促進への取組（再掲）【市民活動支援課】

④防犯パトロールなどの自主防犯活動の推進	
子どもの通学時や遊びの時間帯などにおいて、不審者から子どもの安全を守るため、保護者、区・自治会、学校、警察などの関係機関が連携した防犯パトロールや「ながらパトロール」などの自主防犯活動がより活発になるよう支援し、地域の防犯活動の充実に取り組みます。	
関連事業名 【所管課等】	○地域防犯体制強化事業【市民活動支援課】 ○子どもの安全確保事業【学校教育課】 ○児童・生徒指導センター運営事業【総合教育センター】 ○子ども安全パトロールの実施【市民会館・公民館】

⑤日常における防災対策の普及	
日常における火災や事故、急病等にも備えた情報の伝達、防災訓練の実施、住宅用火災警報器等の各種防災機器システムの普及などを進めてきましたが、引き続き、様々な方法で情報の伝達を行い、防災訓練の普及啓発に努め、各種防災機器システムの設置を促進します。 また、自主的な防災組織の結成促進を図るため、その必要性の周知や地域住民の意識啓発に取り組んできましたが、地域によって関心度が異なるため、地域性を考慮して周知や啓発に取り組めます。	
事業名 【所管課等】	○災害ボランティアセンター事業【社会福祉協議会】
関連事業名 【所管課等】	○福祉避難所の指定・整備【危機管理課】 ○防災訓練の実施【危機管理課】 ○自主防災組織整備事業【危機管理課】 ○住宅用火災警報器の設置促進【消防本部・予防課】

⑥災害時要援護者の支援	
高齢者や障がいのある人などは、災害発生時には自力での避難が困難となり、地域による支援が必要となります。特に、要援護者を日頃から見守り、災害時に迅速に手を差し伸べられるようにしていく必要があるため、個人情報保護に配慮した災害時要援護者登録台帳を活用し、自治会や民生委員・児童委員等と連携し地域で要援護者を見守る体制の整備を進めます。	
関連事業名 【所管課等】	○災害時要援護者の支援【危機管理課】 ○福祉避難所の指定・整備（再掲）【危機管理課】 ○木造住宅耐震化促進事業【都市整備課】

（２）地域交流の場づくり

①身近な交流の場づくりの推進	
子どもから高齢者まで、地域の誰もが集まりやすく、気軽に交流できるような地域での活動の場づくりを引き続き支援します。また、地区単位で地域の核である地区社会福祉協議会に運営事業補助金を交付し、地域の特性に合った交流の場づくりを支援します。	
事業名 【所管課等】	○地区社会福祉協議会運営事業の支援（再掲）【地域福祉課】 ○地域ふれあいサロンの設置【地域福祉課・社会福祉協議会】 ○地域子育て支援拠点事業【保育課】 ○地域世代間交流事業【保育課】
関連事業名 【所管課等】	○外国人住民への交流イベントの情報提供【市民活動支援課】 ○放課後子ども教室推進事業【生涯学習課】 ○ひらおかハッピータイム【平岡公民館】

②公共施設、地区集会施設等の有効活用の推進	
地区社会福祉協議会の拠点や、世代間交流、地域交流、ボランティア交流の場とするため、公民館などの公共施設等の有効活用などを検討し、地区集会施設などの施設を拠点として活用できるよう支援します。	
事業名 【所管課等】	○公共施設等の有効利用の促進【地域福祉課・社会福祉協議会】
関連事業名 【所管課等】	○区等集会施設整備補助事業【市民活動支援課】

計画の目標 3 地域の福祉に関わる人材づくり

(1) ボランティア活動の推進

①ボランティアセンター等の支援	
ボランティアの養成・確保や活動の活性化のため、社会福祉協議会が設置・運営するボランティアセンター機能の充実、NPOなどの活動を支援し、周知についてはボランティア受け入れ側の視点も考慮して、より一層力を入れていきます。また、ボランティアセンターやNPOなどとの情報共有による連携を推進し、市民活動情報サイトの利便性向上を図るなどボランティア活動の活性化に役立つ施策に関する周知に努めます。	
事業名 【所管課等】	○ボランティアセンターの運営支援【地域福祉課】 ○ボランティアセンターの運営【社会福祉協議会】
関連事業名 【所管課等】	○市民活動情報サイトによる情報提供（再掲）【市民活動支援課】

②各種ボランティア養成の支援	
高齢者、障がいのある人、子育て中の親への援助活動などを行うボランティアを育成するため、社会福祉協議会が開催する各種ボランティアやボランティアリーダー養成を支援し、幅広い年齢層のボランティアの確保、特に若年層ボランティアの確保に向けた支援の充実を目指します。	
事業名 【所管課等】	○ボランティア養成事業（再掲）【社会福祉協議会】
関連事業名 【所管課等】	○生涯学習ボランティア促進事業【生涯学習課】 ○おはなし会ボランティア推進事業【中央図書館】

(2) 地域福祉の担い手の育成

①地域リーダーや福祉活動に携わる人の養成支援	
地域福祉活動の内容を充実し活動を継続していくため、身近で福祉活動を行う人材を発掘するとともにその養成を支援していきます。また、ボランティア養成と同様に、幅広い年齢層、特に若年層の取り込みを目指した施策を検討していきます。	
地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動が効果的に展開されるよう、地域福祉に関する情報などを適時提供するとともに、その活動を地域に周知を図るための支援を行います。	
事業名 【所管課等】	○民生委員児童委員活動事業【地域福祉課】 ○民生委員児童委員協議会活動事業【社会福祉協議会】
関連事業名 【所管課等】	○市政（まちづくり）講座（再掲）【市民活動支援課】

②福祉活動の相談指導専門職員等の資質向上	
地域福祉活動を円滑に進めるために、総合的な相談や指導に応じられるよう福祉専門職（社会福祉士）等をはじめ、職員の福祉に関する知識の充実に取り組んでいきます。	
事業名 【所管課等】	○福祉専門職員等の資質向上の取組【地域福祉課・障がい者支援課・介護保険課・高齢者支援課・子育て支援課・保育課・社会福祉協議会】

計画の目標 4 地域福祉サービス・仕組みの充実

（１）バリアフリー化の促進

①誰もが暮らしやすいまちづくりの推進	
高齢者、障がいのある人、妊婦や子育て中の人など、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「千葉県福祉のまちづくり条例」も踏まえ、ユニバーサルデザイン※の考え方に基づいた福祉のまちづくりを推進していきます。また、高齢者などが住み慣れた家で生活できるよう居宅等のバリアフリー化の促進を支援します。	
事業名 【所管課等】	○高齢者等住宅整備資金貸付事業【高齢者支援課】
関連事業名 【所管課等】	○道路・交通安全施設の整備【土木建設課・土木管理課】 ○公園の整備【都市整備課】

（２）移動手段の確保

①移送サービスの充実	
高齢者、障がいのある人などの移動が困難な市民が、公共施設や医療機関などを利用する際、移送ボランティアなど、市民の協力による送迎手段を確保することを推進します。	
事業名 【所管課等】	○重度心身障がい者福祉タクシー事業【障がい者支援課】 ○福祉カー管理運営事業【障がい者支援課】 ○高齢者移動支援事業＜新規＞【高齢者支援課】 ○通院送迎（移送）サービス事業【社会福祉協議会】
関連事業名 【所管課等】	○地域公共交通づくり支援事業【企画課】

(3) 交通安全意識の高揚

①交通安全の推進	
幼児から高齢者までの交通安全教育を実施し、市民意識の向上を図ります。特に、近年は高齢者の交通事故が増加傾向にあるため、シニアクラブなどを通じた交通指導の充実を図ります。また、運転者に向けた啓発活動にも取り組みます。高齢者、障がいのある人、子ども等に配慮した信号機や横断歩道等の設置について、引き続き、警察への要望を行います。	
関連事業名 【所管課等】	○交通安全対策事業【市民活動支援課】 ○児童・生徒指導センター運営事業（再掲）【総合教育センター】

(4) サービスの質の確保

①福祉に係る相談体制の充実	
引き続き、生活困窮者に関しては自立支援相談窓口、高齢者に関しては地域包括支援センター、障がいのある人に関しては相談支援事業所、子育て支援に関しては子育て世代総合サポートセンターや保育所・子育て支援センターなど、相談体制の一層の整備に努め、必要に応じて各関係窓口が連携・協力するようにします。 また、高齢者などへの訪問や情報提供を通じた地域ニーズの把握にも努めます。	
事業名 【所管課等】	○ながうら・ひらかわ健康福祉支援室運営事業【地域福祉課】 ○生活困窮者自立支援事業【地域福祉課】 ○相談支援事業【障がい者支援課】 ○子育て世代包括支援事業【子育て支援課・健康推進課】 ○地域子育て支援拠点事業（再掲）【保育課】

②福祉に関する相談員の派遣	
要介護認定を新規に受けた人については、介護相談員が訪問し、サービスの利用状況を聞き取るほか、各種相談に応じます。また、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などに定期的に訪問し、利用者の声を聞いて施設サービスの改善に反映させます。こうした活動がサービスの周知や見守りなどに効果があがっており、更なる質の向上を図ります。	
事業名 【所管課等】	○介護相談員派遣等事業【介護保険課】

③福祉サービス情報の公表や第三者評価等の普及・啓発	
事業所等における福祉サービスの質の向上や、福祉サービス利用者による事業所の適切な選択に資するため、福祉サービス情報の公表や第三者評価等について普及・啓発します。	
事業名 【所管課等】	○福祉サービス情報の公表や第三者評価等の普及・啓発【障がい者支援課・介護保険課・子育て支援課】

（５）生活困窮者の自立支援

①生活困窮者の自立支援	
生活困窮者が生活保護に陥らないように、その前段階で早く自立できるように、専門性を有する支援員を配置した相談窓口を設置し、支援につなげていきます。	
事業名 【所管課等】	○生活困窮者自立支援事業（再掲）【地域福祉課】 ○学習支援事業【地域福祉課】 ○地域福祉活動団体支援事業＜新規＞（再掲）【地域福祉課】 ○生活福祉資金貸付【社会福祉協議会】

（６）権利擁護の推進

①成年後見制度利用支援事業の普及啓発	
認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者であって、日常生活を営むのに支障があり、後見等開始の審判請求を行うことが困難で、福祉サービスを利用する必要がある人に対して、後見等開始の審判請求、報酬費用の助成を行います。また、制度の普及啓発にも引き続き取り組みます。	
事業名 【所管課等】	○成年後見制度利用促進事業【地域福祉課・障がい者支援課・高齢者支援課・社会福祉協議会】

②日常生活自立支援事業の普及啓発	
高齢者や障がいのある人で、利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる人に対して、福祉サービスの利用に関する援助、財産管理サービス、財産保全サービスの利用の促進を図ります。また、制度の利用が必要となる前の段階での対処が重要であることの周知を図り、効果的な制度の活用を目指します。	
事業名 【所管課等】	○日常生活自立支援事業【社会福祉協議会】

③虐待防止対策の推進	
児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を実施しており、今後もそれぞれのケースにきめ細かく対応し、一層の支援充実を目指します。高齢者や障がいのある人については、制度の周知を図りつつ、成年後見制度の活用支援、老人福祉施設等への措置に関する相談、虐待への対応等をしていきます。また、関係機関や近隣市との情報共有など連携体制の構築を検討します。	
事業名 【所管課等】	○障がい者虐待防止対策支援事業【障がい者支援課】 ○高齢者虐待防止事業【高齢者支援課】 ○虐待防止対策の推進【子育て支援課】

④人権意識の啓発	
障がいの有無・性別・国籍等をはじめとした「違い」について理解し、お互いを認め合い、差別されことなく一人ひとりが尊重される社会、また、男女がともに個性と能力を発揮し、自分らしい生き方ができる社会を目指し、意識醸成に向けた啓発活動に取り組みます。	
関連事業名 【所管課等】	○人権擁護事業【市民活動支援課】 ○男女共同参画推進事業【市民活動支援課】

⑤消費者保護対策の推進及び消費者意識の向上	
悪質商法や架空請求等、消費者問題は複雑化・多様化していることから、消費者問題に関する情報の収集に努め、注意喚起のための情報提供体制の強化や消費生活相談員のスキルアップ、相談体制の充実、関係機関との連携の強化を図ることにより、消費者保護施策を推進します。	
関連事業名 【所管課等】	○消費生活相談・消費者意識啓発事業【商工観光課】

計画の目標 5 地域福祉推進への支援

（１）地区社会福祉協議会活動への協力、支援

①地区社会福祉協議会活動への協力、支援	
地区社会福祉協議会を地域福祉推進のための中核的役割を担う組織として位置づけ、積極的な活動展開ができるよう支援します。	
事業名 【所管課等】	○地区社会福祉協議会運営事業の支援（再掲）【地域福祉課】 ○地区社会福祉協議会活動の充実【社会福祉協議会】
地区社会福祉協議会事業	○昭和地区社会福祉協議会、長浦地区社会福祉協議会 蔵波地区社会福祉協議会、根形地区社会福祉協議会 平岡地区社会福祉協議会、中富地区社会福祉協議会

（２）地域活動団体等の協働の体制づくり

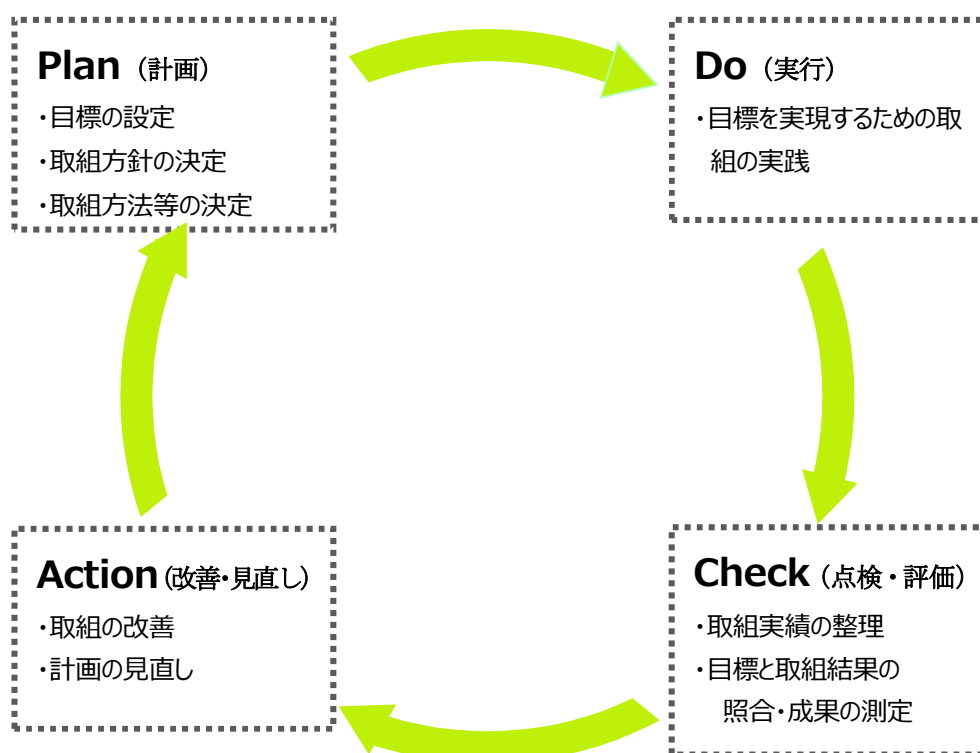
①地域活動団体等の協働に向けた支援	
地区社会福祉協議会や地域で活動している各種団体の協働が促進されるよう、相互に連携・情報共有できるよう支援します。	
事業名 【所管課等】	○地域福祉推進地区懇談会の設置【地域福祉課】 ○生活支援体制整備事業（再掲）【高齢者支援課】
関連事業名 【所管課等】	○青少年育成地区住民会議への支援【生涯学習課・市民会館・公民館】 ○総合型地域スポーツクラブ活性化事業【体育振興課】

第4章 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくため、庁内関係部局に事業の進捗状況を毎年度照会し、実施上の問題点を的確に把握するなど、事業の進捗管理・評価を行います。

その進捗管理・評価を、本計画策定時に設置していた「袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会」で提示し、PDCAサイクル*に基づいて本計画の進捗状況の評価及び改善点を明らかにし、今後の施策の充実に向けた提言をいただいた上で、その内容を公表します。

さらに、地域の特性や実情を把握する必要がある事業については、地域福祉推進地区懇談会により地区ごとの進捗状況の評価などを行います。



市民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、保健・医療・福祉とともにそれ以外の施策の取組も重要であることから、福祉部だけではなく幅広く庁内の関係部局との連携を図り、地域福祉の推進に関わる施策を効果的に推進します。

また、本計画と「袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第4期）」の一体的な推進により、袖ヶ浦市社会福祉協議会との連携を図ります。このほか、区・自治会、民生委員・児童委員協議会、その他の市民団体との連携を促進し、幅広い協力体制を得ながら計画を推進します。

※PDCAサイクル：

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つです。PDCAは、サイクルを構成する頭文字をつなげたもので、Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Action（改善・見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するという考えです。

袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）

発行 袖ヶ浦市 福祉部 地域福祉課

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1-1

TEL 0438-62-2111（代表）

袖ヶ浦市地域福祉活動計画
(第4期)
【概要版】

令和2年6月
袖ヶ浦市社会福祉協議会

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

袖ヶ浦市社会福祉協議会では、平成12年3月に「袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第1期）」を、平成21年10月には「袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第2期）」を、平成27年3月には「袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第3期）」（以下、「前計画」という。）を策定し、「市民皆が支えあい、一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまち」を基本理念として地域福祉を推進する様々な取組を展開してきました。

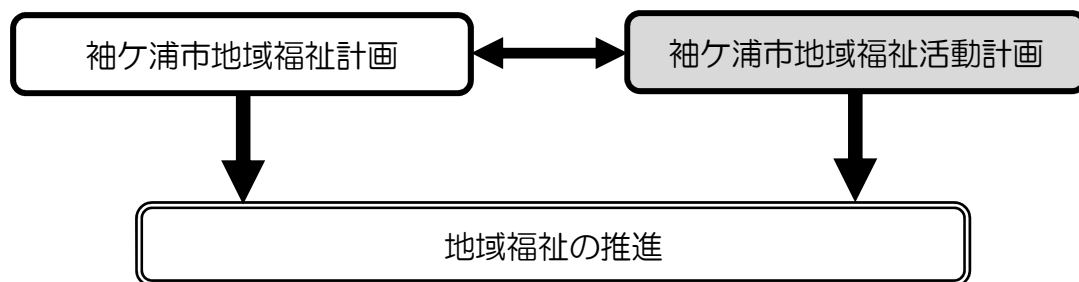
前計画が令和元年度に計画の最終年度を迎えることから、前計画を振り返るとともに、新たな国等の考え方や社会情勢を踏まえ、市が同時期に策定する「袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）」と有機的に連携しながら、市内のさらなる地域福祉の推進を図るため、このたび、「袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第4期）」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図る団体」として位置づけられた袖ヶ浦市社会福祉協議会が、住民や地域の社会福祉関係者などが相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。具体的な活動目標等について明らかにし、地域住民の地域福祉への参加意識の高揚を図り、住民や地域の諸団体の参加や協力、協働などによる多様な福祉活動や福祉サービスの推進を図ることを目的としています。

また、袖ヶ浦市の策定する「袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）」とともに“地域福祉の推進”という共通の目標を掲げ、地域の生活課題や社会資源の状況などを共有し、それぞれの立場においてそれぞれの役割を果たし、相互に補完・協働・連携して地域福祉を推進していくため、整合を図り策定したものです。

相互に補完・協働・連携



3 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

第2章 計画の基本的な考え方と目標

1 基本理念

本計画では、オール袖ヶ浦で地域福祉を推進する観点から地域福祉計画の基本理念と統一し、「市民誰もが活躍し、それぞれの地域でその人らしい安心して充実した生活をおくれるまちづくり」を基本理念とし、人々が支え合いながら安心して自立した生活を送れる地域社会の実現や地域福祉の推進に取り組んでいきます。

（基本理念）

**「市民誰もが活躍し、それぞれの地域でその人らしい
安心して充実した生活をおくれるまちづくり」**

○基本視点1 すべての個人の人間性を尊重します

- ・障がいの有無や国籍・性別・年齢等の違いを認め合い、誰もが安心して生活できる環境をつくれます。

○基本視点2 市民参加による協働と助け合いのまちをつくれます

- ・市民や団体等、地域の人々が福祉活動を理解し、協力・参加できる環境をつくれます。

2 計画の目標

本計画では、基本理念「市民誰もが活躍し、それぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくり」の実現に向け、3つの基本目標を設定し、施策を体系的に展開していくこととします。

基本目標1 広報、啓発活動の充実

社会福祉協議会とその活動の認知度向上を図り、地域福祉を推進する団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進していることを知ってもらい、地域の福祉イベント等の情報や地域活動等の内容が、広く行き渡ることは、誰もが福祉に親しみやすくなる第一歩であることから、広報・啓発活動の充実を図ることが重要です。

また、福祉に触れる機会を充実させることは、一人ひとりの福祉への意識を高めることにもつながります。

多様な手段や機会を活用しながら、福祉の情報を様々な形で伝えあい、福祉を身近な問題として捉えやすい気運を醸成します。

基本目標2 地域活動の活性化

地域福祉を推進するうえで、地域住民や自治会等の地域組織、ボランティア（民生委員・児童委員等も含む）、福祉関係団体（福祉施設、当事者団体、NPO等）の連携や協働は欠かせません。

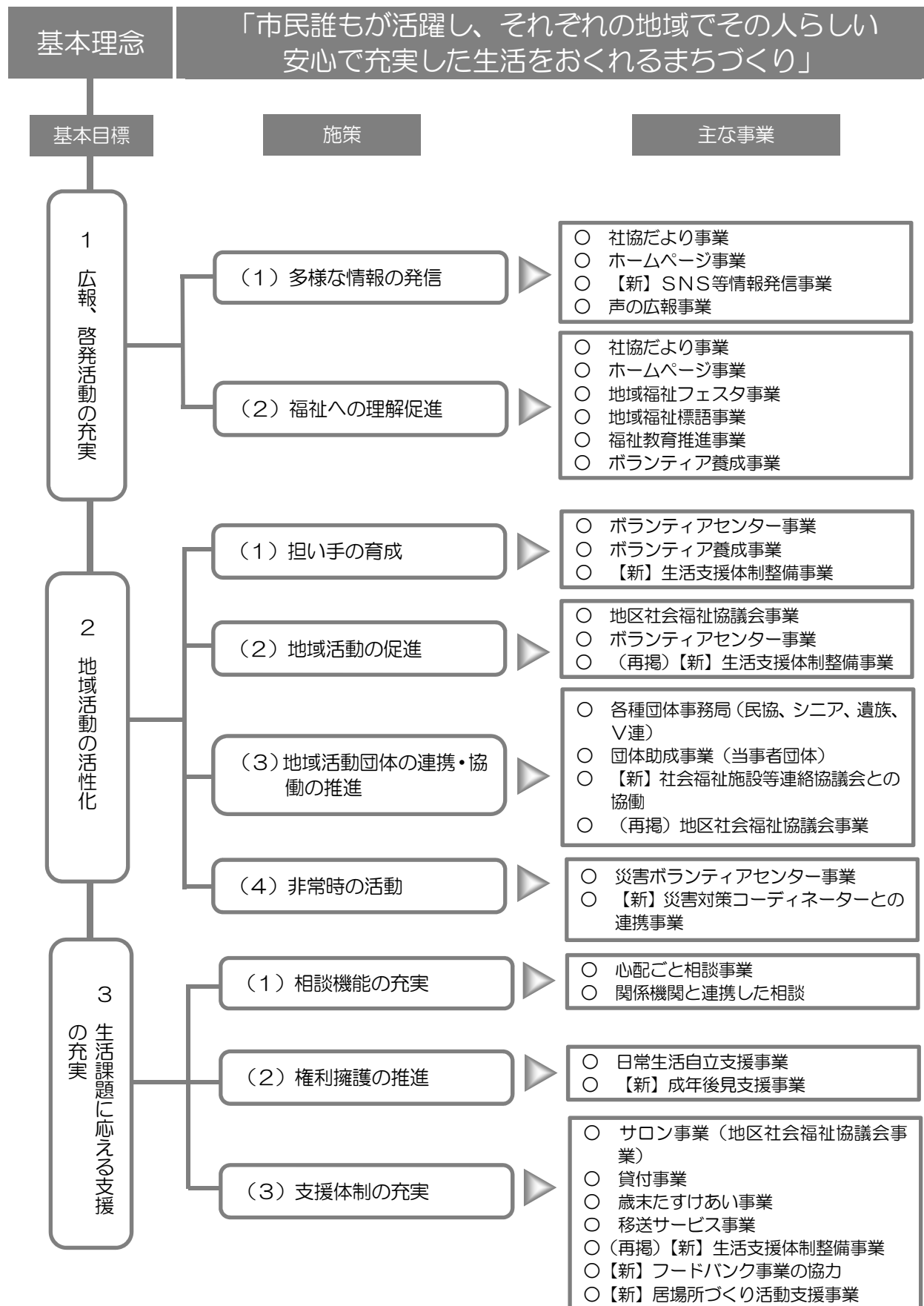
それぞれが地域において主体的に活動するとともに、多様な機関による情報や目的を共有した連携など、お互いの立場を尊重しながら、互いに役割を担う関係性を深め、取組の効果が相乗的に高めていける仕組みづくりをします。

基本目標3 生活課題に応える支援の充実

地域住民の生活不安とその解決に向けた助言を行う相談事業は、様々な相談事例や解決に向けた取組の過程で地域の福祉ニーズを浮かび上がらせます。地域の困りごとを受け止め、相談者の状況に応じて幅広いニーズに対応できるよう、身近な相談窓口から専門相談機関まで、相談体制を整えます。

また、誰もが安心して自立した日常生活を送れるよう、地域で協力し合い、身近な生活課題に対応できるサービスや支援を充実させていきます。

3 計画の体系



第3章 事業の展開

基本目標1 広報、啓発活動の充実

施策1 多様な情報の発信

施策の目的と概要	「社協（地域福祉）の認知（理解）度が低い」ことから広報活動を行い認知（理解）度の向上を図ります。 その中心となる事業は社協だより事業やホームページ事業となりますが、多様な情報発信をするため、SNSやタウン誌、コミュニティーFMなどの新たな媒体の検討をするとともに、従前からの声の広報事業や会員募集の際に自治会加入世帯に毎戸回覧しているチラシなども活用して情報の発信に努めます。	
事業	○社協だより事業 ○ホームページ事業	○【新】SNS等情報発信事業 ○声の広報事業

施策2 福祉への理解促進

施策の目的と概要	「福祉に触れる機会が少ない」ことから、地域福祉フェスタ事業、地域福祉標語事業、福祉教育推進事業、ボランティア養成事業などを通じて、福祉に触れる機会の提供（福祉の心を育むこと）に努めます。	
事業	○社協だより事業（再掲） ○ホームページ事業（再掲） ○地域福祉フェスタ事業	○地域福祉標語事業 ○福祉教育推進事業 ○ボランティア養成事業

基本目標2 地域活動の活性化

施策1 担い手の育成

施策の目的と概要	「ボランティア（地域活動者）が固定化・高齢化」していることから、地域活動をする方（担い手）を増やす必要があります。 コーディネート業務を含めたボランティアセンター事業、ボランティアの発掘などを行うボランティア養成事業、地域の支え合い活動を推進する生活支援体制整備事業などを通じて活動の裾野の拡大やリーダーの養成など、担い手の育成に努めます。	
事業	○ボランティアセンター事業 ○ボランティア養成事業（再掲）	○【新】生活支援体制整備事業

施策2 地域活動の促進

施策の目的と概要	「地域ごとの特性に合わせ、地域の住民を中心とした活動が広く行われること」を目指し、地区社会福祉協議会事業や生活支援体制整備事業などの地域活動を促進できるよう支援に努めます。	
事業	○地区社会福祉協議会事業 ○ボランティアセンター事業（再掲）	○【新】生活支援体制整備事業（再掲）

施策３ 地域活動団体の連携・協働の推進

施策の目的と概要	「地域住民や自治会等の地域組織、ボランティア（民生委員・児童委員等も含む）、福祉関係団体（福祉施設、当事者団体、NPO等）の連携や協働は不可欠」であることから、事務局を担っている各種団体や助成団体、社会福祉施設等連絡協議会などと連携・協働を推進します。	
事業	○各種団体事務局 ○団体助成事業（当事者団体）	○【新】社会福祉施設等連絡協議会との協働 ○地区社会福祉協議会事業（再掲）

施策４ 非常時の活動

施策の目的と概要	市と連携し、発災時に迅速な対応ができる体制づくりを進めます。 また、平常時には、災害対策コーディネーターなどと連携し、訓練を実施するなど関係構築及び連携強化を図ります。	
事業	○災害ボランティアセンター事業 ○【新】災害対策コーディネーターとの連携事業	

基本目標３ 生活課題に応える支援の充実

施策１ 相談機能の充実

施策の目的と概要	日常生活上の「あらゆる相談」に応じ、心配ごと相談員が適切な助言を行うとともに、関係機関との連携を図るなど、相談者の悩みの解消に向けて対応します。 また、各事業等を通じて把握した、住民の悩みや困りごとを専門相談支援機関に繋ぐとともに必要に応じて相談に出向き、安心して生活することができるように対応します。	
事業	○心配ごと相談事業 ○関係機関と連携した相談	

施策２ 権利擁護の推進

施策の目的と概要	成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、全国どの地域においても必要な人が必要な時に成年後見制度を利用できるよう、各地域において権利擁護支援のネットワーク作りが求められています。今後も認知症を有する高齢者などの支援を必要とする方の増加が見込まれる中、住み慣れた地域で安心して日常の生活が送れるよう、日常生活自立支援事業や成年後見支援事業を通じて、権利擁護の推進に努めます。	
事業	○日常生活自立支援事業 ○【新】成年後見支援事業	

施策3 支援体制の充実

施策の目的と概要	生活支援体制整備事業や地区社会福祉協議会でのサロン事業などの地域での支援活動と貸付事業等の第2のセーフティーネット、歳末たすけあい事業等を通じ顔の見える関係（連携・協働して継続支援）での支援体制の充実に努めるとともに地域での孤立を防ぐため、地域交流の拠点となる居場所づくり活動を支援します。
事業	○サロン事業（地区社会福祉協議会事業） ○貸付事業 ○歳末たすけあい事業 ○移送サービス事業 ○【新】生活支援体制整備事業（再掲） ○【新】フードバンク事業への協力 ○【新】居場所づくり活動支援事業

第4章 地区の特性に応じた事業の展開

1 昭和地区社会福祉協議会

<事業の展開>

隣人どうしの繋がりが希薄化してきている現状から、年齢等問わず住民が集い交流できる場づくりに力を入れるとともに、ひとり暮らし高齢者等見守り訪問など高齢者に関する活動を展開し、地域福祉の増進に努めます。

事業	内容
①サロンいきすこ	高齢者、子どもなど世代を問わず地域住民が集い、交流する場を作ります。
②わくわくチャレンジ	地区内小学校の児童、保護者を対象とし、地域住民どうしの交流を図ります。
③ひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業	ひとり暮らし高齢者等の見守りと高齢者の福祉向上を目的として実施します。
④いきすこ昭和地区社協便り	地区社協の活動を広くPRすることで、活動の周知及び地区社協に対する認知度向上を図ります。
⑤敬老会	高齢者を対象に、地域事業への参加を促し、世代間の交流の場とし実施します。
⑥ふれあいバスハイク	ひとり暮らし高齢者を対象に孤立防止及び交流の場として日帰り旅行を実施します。
⑦お花見昼食会	ひとり暮らし高齢者等を対象に社会参加及び交流の場として実施します。

2 長浦地区社会福祉協議会

＜事業の展開＞

高齢化率の上昇に伴い、引き続き高齢者福祉事業やひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業を中心とした活動を重点的に行っていきます。また、高齢者が気軽に集まれる居場所づくりを積極的に推進し、地域内の孤立防止に努めます。

事業	内容
①ふれあい長楽サロン	高齢者向けサロンを設置し、健康体操やミニゲーム等を行い、高齢者の孤立防止及び交流の場、地域の居場所づくりを実施します。
②なごやか交流会	地域での支え合い事業として、長浦地区住民会議と共催し、親子がふれあい、子供と近隣の大人がふれあい、つながりを持つことを目的とした世代間交流を実施します。
③ひとり暮らし高齢者等 見守り訪問事業	ひとり暮らし高齢者等の見守りと高齢者の福祉向上を目的として実施します。
④なごさ通信	ひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業の際、地域の行事や防犯、安全、その他の情報等を掲載した「なごさ通信」を配布します。
⑤敬老会	地区内高齢者を対象に社会参加を促し、同じ地域内同士の交流の場として実施します。
⑥お花見昼食会	ひとり暮らし高齢者等を対象に社会参加及び交流の場として、自然にふれあいながら、昼食会を実施します。
⑦ふれあいバスハイク	ひとり暮らし高齢者を対象に孤立防止及び交流の場として日帰り旅行を実施します。
⑧長浦地区社協便り	広報紙を発行し、福祉活動への関心を高められるよう地区社協活動のPRを実施します。

3 蔵波地区社会福祉協議会

＜事業の展開＞

子育て世帯と高齢者のみ世帯が増加していること、地域のつながりの希薄化を地域住民が感じていることから、世代間交流事業などを重点的に実施します。

事業	内容
①ひとり暮らし高齢者等 見守り訪問	ひとり暮らし高齢者等の見守りと高齢者の福祉向上を目的として実施します。
②いきいきサロン	高齢者向けサロンを設置し、高齢者の孤立防止・交流の場を作ります。
③敬老会	地区内高齢者を対象に地域への参加を促し、長年のご苦勞に敬意を表します。
④ふれあいバスハイク	ひとり暮らし高齢者を対象に孤立防止及び交流の場として日帰り旅行を実施します。
⑤なごやか交流会	子どもと近隣の高齢者がふれあい、つながりをもつ世代間交流を実施します。
⑥お花見昼食会	ひとり暮らし高齢者等を対象に社会参加及び交流の場として実施します。
⑦たんぽぽ通信	ひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業の際に、地域の行事や防犯、安全、その他情報等を掲載した「たんぽぽ通信」を配布します。
⑧蔵波地区社協便り	広報紙を発行し、地区社協活動のPRを行います。

4 根形地区社会福祉協議会

＜事業の展開＞

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業など見守り活動に力を入れるとともに高齢者福祉に重点的に取り組みます。

また、地域内の小学校等と協力し、地域の子どもと大人のつながりの構築を図ります。

事業	内容
①ほっと一息サロン	高齢者、子どもなど世代を問わず地域住民が集い、交流する場を作ります。
②ひとり暮らし高齢者等 見守り訪問事業	ひとり暮らし高齢者等の見守りと高齢者の福祉向上を目的として実施します。
③福祉教育の推進	地区内の学校等と協働し、子ども及び住民の福祉意識の醸成を図り、地区内のつながりの構築を図ります。
④ふれあいバスハイク	ひとり暮らし高齢者を対象に孤立防止及び交流の場として日帰り旅行を実施します。
⑤お花見昼食会 (あやめ祭り)	ひとり暮らし高齢者等を対象に社会参加及び交流の場として実施します。
⑥敬老会	高齢者を対象に、地域事業への参加を促し、世代間の交流の場とし実施します。
⑦根形地区社協だより	広報紙を発行し、地区社協活動のPRを行います。

5 平岡地区社会福祉協議会

＜事業の展開＞

高齢化率の上昇に伴い、ひとり暮らし高齢者も増えていることから、継続してひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業や高齢者福祉事業を行います。また、高齢者が気軽に集まれる居場所づくりを積極的に推進し、孤立防止に努めます。

事業	内容
①敬老会	地区内高齢者を対象に地域への参加を促し、高齢者の交流の場として実施します。
②ひとり暮らし高齢者等 見守り訪問事業	ひとり暮らし高齢者等の見守りと高齢者の福祉向上を目的として実施します。
③お花見昼食会	ひとり暮らし高齢者等を対象に社会参加及び交流の場として実施します。
④ふれあいバスハイク	ひとり暮らし高齢者を対象に孤立防止及び交流の場として日帰り旅行を実施します。
⑤いきいきサロン	高齢者向けサロンを設置し、高齢者の孤立防止、交流の場を作ります。
⑥名幸ヶ丘子育てサロン	既存の子育てサロンを継続し、地域の子育てを支援するとともに、交流の場を作ります。
⑦ふくし名幸ヶ丘	広報紙を発行し、地区社協活動のPRを行います。

6 中富地区社会福祉協議会

＜事業の展開＞

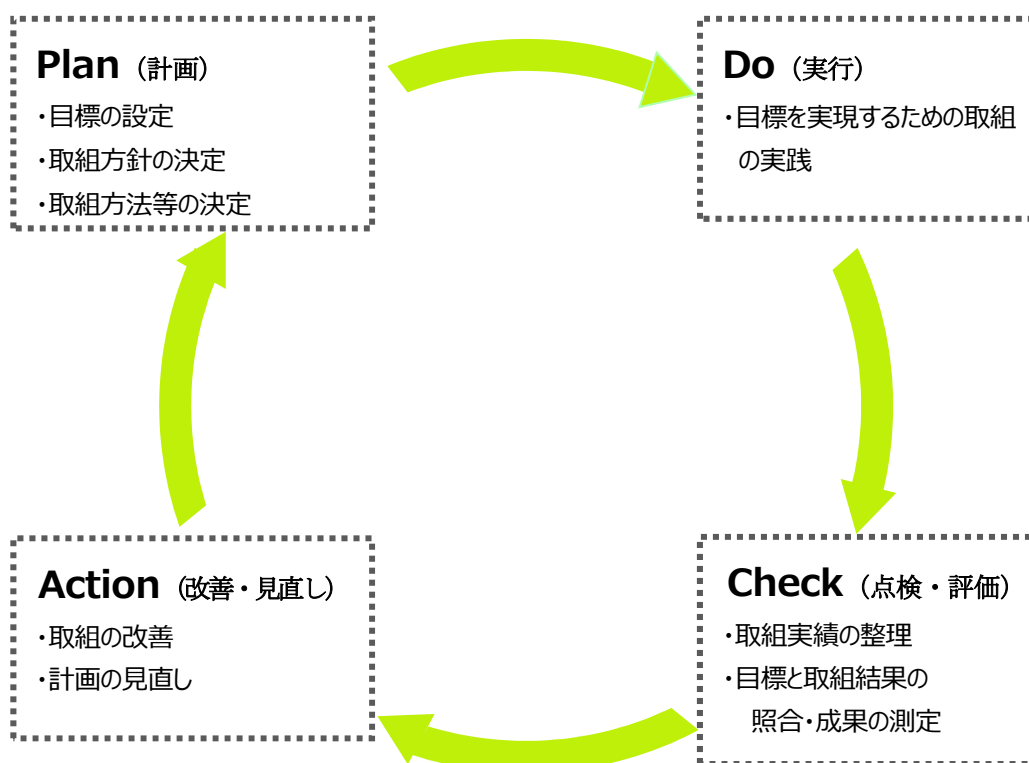
高齢化率の上昇に伴い、ひとり暮らし高齢者も増えていることから、継続してひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業や高齢者福祉事業を行います。また、高齢者が気軽に集まれる居場所づくりを積極的に推進し、孤立防止に努めます。

事業	内容
①敬老会	地区内高齢者を対象に地域への参加を促し、高齢者の交流の場として実施します。
②ひとり暮らし高齢者等 見守り訪問事業	ひとり暮らし高齢者等の見守りと高齢者の福祉向上を目的として実施します。
③たんぼぼ通信	ひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業の際に、地域の行事や防犯、安全、その他情報等を掲載した「たんぼぼ通信」を配布します。
④いきいきサロン	高齢者を対象に孤立防止、ふれあい、世代間交流の場として地域で気軽に集まれるサロンを実施します。
⑤お花見（あやめ）昼食会	ひとり暮らし高齢者等を対象に社会参加及び交流の場として実施します。
⑥ふれあいバスハイク	ひとり暮らし高齢者を対象に孤立防止及び交流の場として日帰り旅行を実施します。
⑦いきいき料理教室	高齢者を対象に栄養や健康についての知識を深め、交流の場をもつことを目的に料理教室等を開催します。
⑧中富地区社協だより	広報紙を発行し、地区社協活動のPRを行います。

第5章 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくため、社会福祉協議会の内部で施策の進捗状況や実施上の問題点を的確に把握するなど、事業の進捗管理・評価を行います。また、事業の評価については、自己評価だけでなく外部の評価を受けることも検討していきます。

さらに、本計画策定時に設置していた「袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第4期）策定委員会」で提示し、PDCAサイクル※に基づいて本計画の進捗状況の評価及び改善・調整等の提言をいただいた上で、その内容を公表します。



各施策や事業の実施にあたっては、地域の住民や福祉関係者などとの協働を第一に考えつつ、関連性の高い事業などは効率的に実施できるよう、一体的かつ総合的に展開していきます。その際、地域ごとの特色に合わせた事業の展開となるよう努め、また、地域住民や福祉関係者などの声を反映していけるよう、様々な立場の人々が参画できる体制の整備を進めます。

本計画と「袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）」の一体的な推進により、袖ヶ浦市との連携を図り、さらに、区・自治会、民生委員・児童委員協議会、その他の福祉事業所・団体との連携を促進し、幅広い協力体制を得ながら計画を推進します。

※PDCAサイクル：

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つです。PDCAは、サイクルを構成する頭文字をつなげたもので、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するという考え方です。

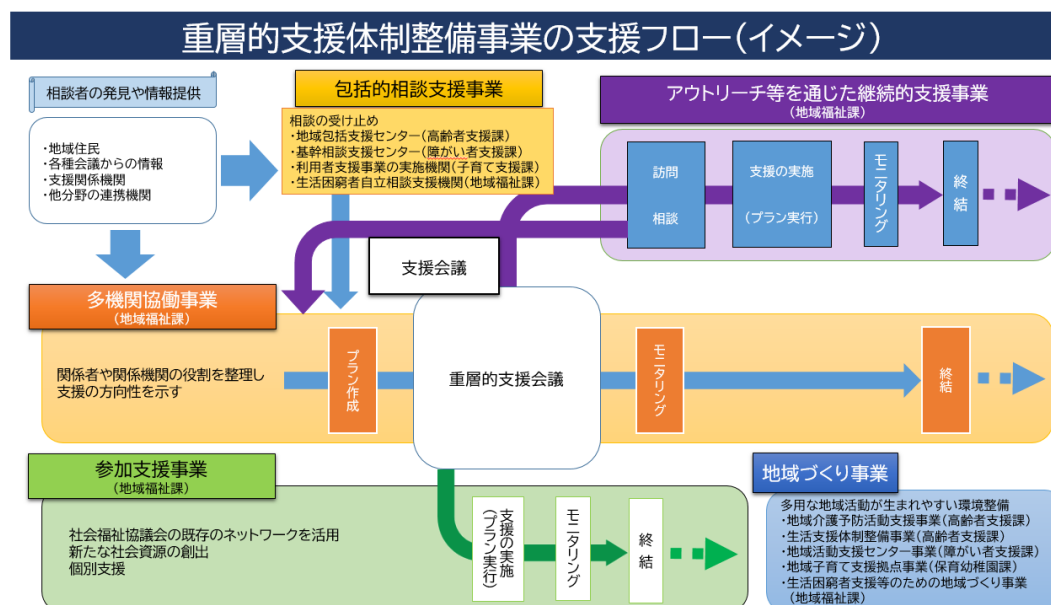
袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第4期）

発行 社会福祉法人 袖ヶ浦市社会福祉協議会
〒299-0256 千葉県袖ヶ浦市飯富 1604
TEL 0438-63-3888（代表）

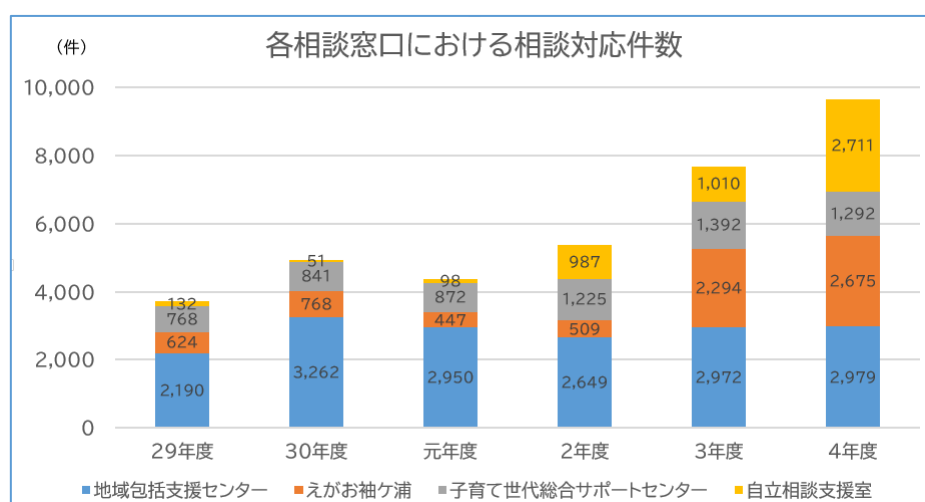
Ⅱ 袖ヶ浦市における重層的支援体制整備事業

Ⅰ 実施体制

重層的支援体制整備事業は、後述する各事業を一体的に実施することで、課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために、必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業です。本市では、以下のようなイメージで実施します。

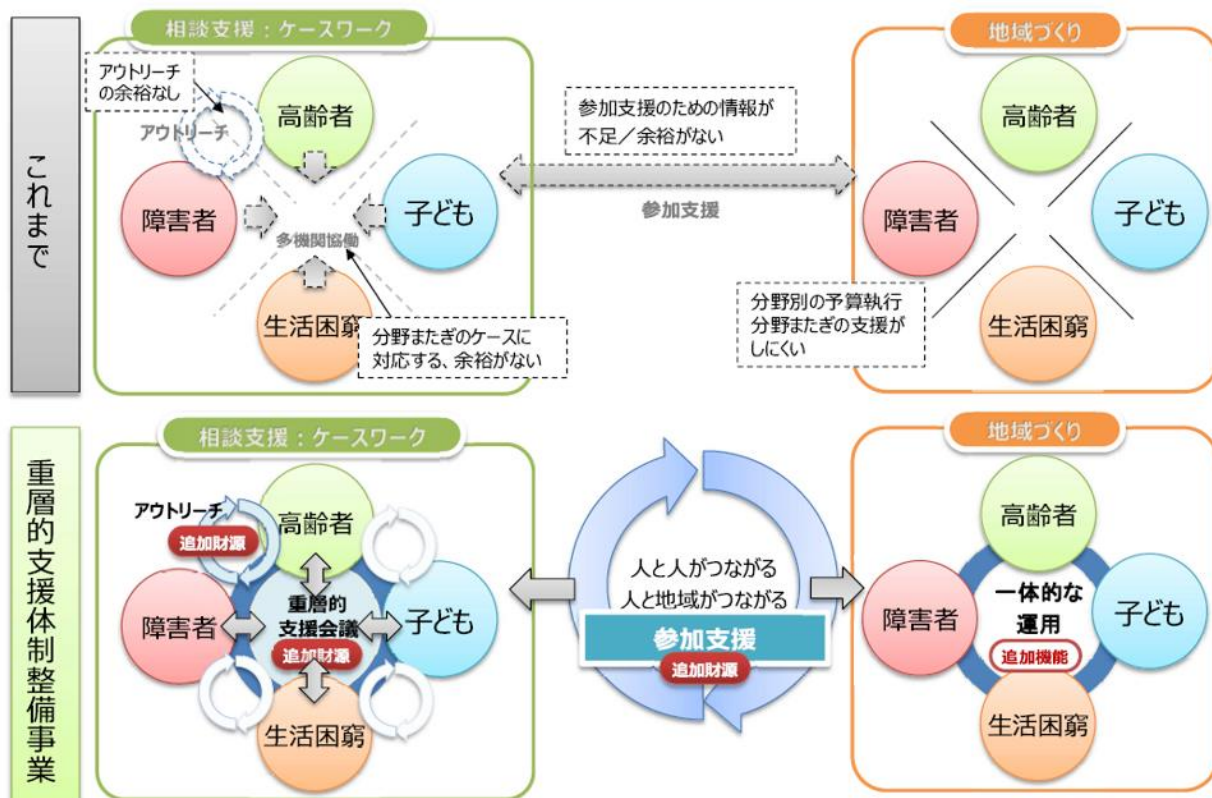


個別支援においては、それぞれの分野だけではスムーズに進まないケースにおいて、重層的支援体制整備事業を活用することで世帯全体の課題の解決を目指します。



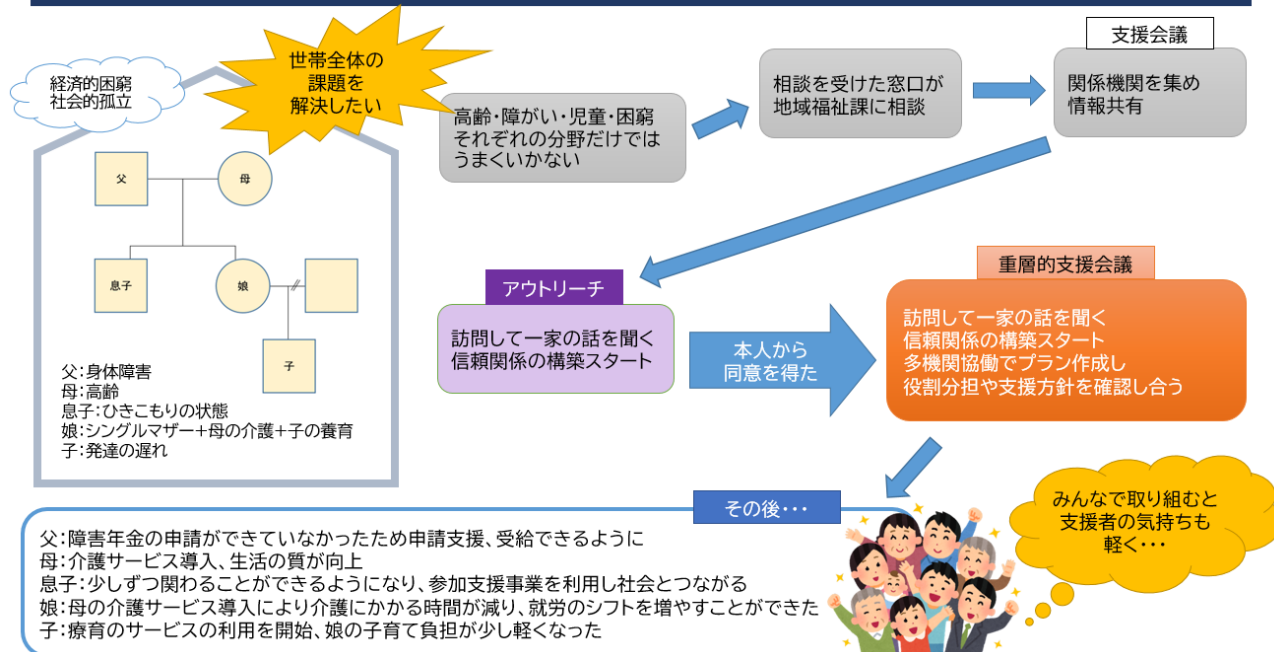
各相談窓口における相談対応件数は年々増加しています。上記フロー図のように体制を整備し、スムーズに対応します。

重層的支援体制整備事業の実施前後のイメージ図



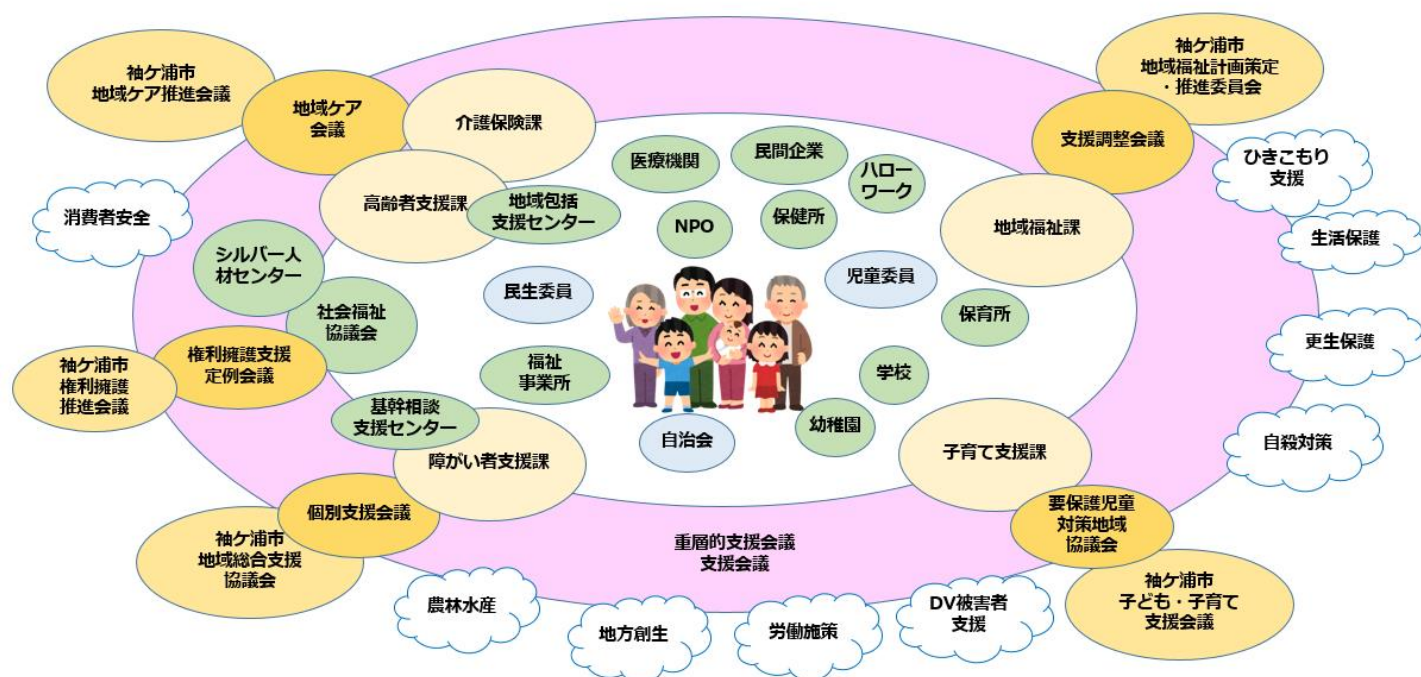
資料 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「重層的支援体制整備事業に関わる人に向けたガイドブック」

個別支援の事例(イメージ)



さまざまな課題を抱えた世帯は、重層的支援体制整備事業の実施により、包括的に支援することができます。

(4) 目指す姿



本市では、重層的支援体制整備事業を活かし、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるよう、市民や地域で活動する団体、関係機関等やさまざまな分野と連携し、「市民誰もが活躍し、それぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくり（袖ヶ浦市地域福祉計画の基本理念）」を目指します。

【令和6年度以降の目標値】

	令和6年度	令和7年度
多機関協働事業の対応回数	60回	120回
重層的支援会議 開催実ケース数	5ケース	10 ケース
プラン作成件数	5ケース	10 ケース
重層的支援会議 開催延べ件数	10 回	20 回
アウトリーチ件数	120 回	240 回

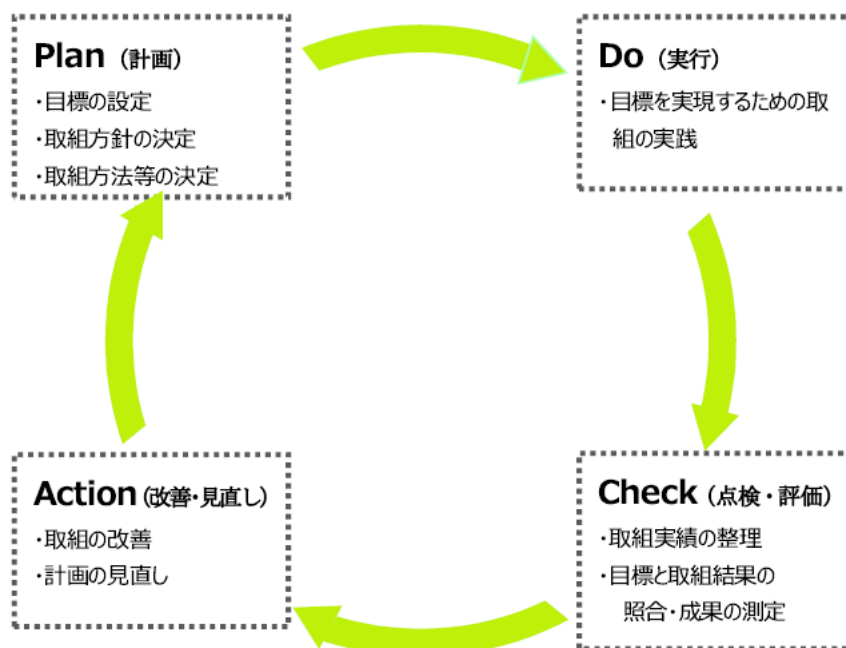
Ⅲ 計画の推進体制

Ⅰ 推進方法

本実施計画を着実に推進していくため、年度ごとに事業の実施状況等を確認し、実施上の問題点を的確に把握し見直しするなど、事業の円滑な実施に努めます。

2 評価と見直し

進捗管理・評価を、「袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会」で提示し、PDCAサイクルに基づいて本計画の進捗状況の評価及び改善点を明らかにし、今後の施策の充実に向けた提言をいただきます。



袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業

実施計画

(案)

令和6年3月

袖ヶ浦市

目次

I 実施計画の基本的な考え方	1
1 本市の現状と重層的支援体制整備事業移行準備事業	1
2 重層的支援体制整備事業実施計画の策定について	1
(1) 計画の位置づけ及び各種計画との関連	1
(2) 計画期間	2
II 袖ヶ浦市における重層的支援体制整備事業	3
1 実施体制	3
2 実施する事業	4
(1) 相談支援	6
(2) 地域づくり	7
(3) 新たな機能	8
(4) 目指す姿	10
III 計画の推進体制	11
1 推進方法	11
2 評価と見直し	11
資料	12

I 実施計画の基本的な考え方

I 本市の現状と重層的支援体制整備事業移行準備事業

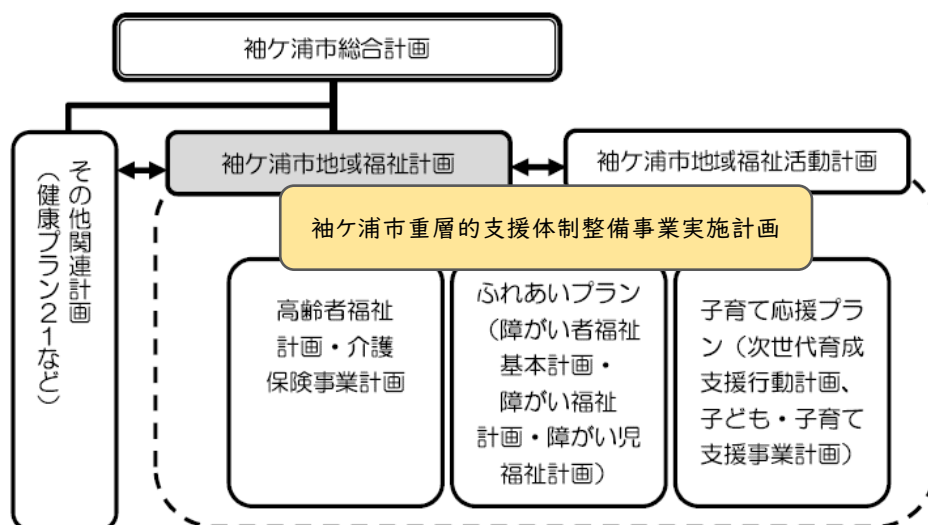
本市では、高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉、生活困窮それぞれの分野において、地域での支え合いの仕組みや相談支援の充実に取り組んでいます。しかし本市においても、複合化・複雑化した課題を抱える世帯の相談は少なくなく、分野ごとまたは福祉の既存の制度を超えた予防的な対応が必要となってきています。こうした現状に対応するため、本市では、令和5年度に重層的支援体制整備事業移行準備事業を実施し、分野横断的な取組についての検討や準備を進め、令和6年度から重層的支援体制整備事業を実施します。

重層的支援体制整備事業を実施することで、これまで分野ごとに実施していた事業の補助金を、重層的支援体制整備事業交付金として一括で交付を受けることになり、一体的な事業の実施が可能となります。

2 重層的支援体制整備事業実施計画の策定について

(1) 計画の位置づけ及び各種計画との関連

本計画は、社会福祉法（以下「法」という。）第106条の5の規定に基づく重層的支援体制整備事業実施計画です。また、重層的支援体制整備事業は、属性を問わず分野横断的な支援を行うものであることから、地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、子育て応援プランとの整合性を図ります。



(2) 計画期間

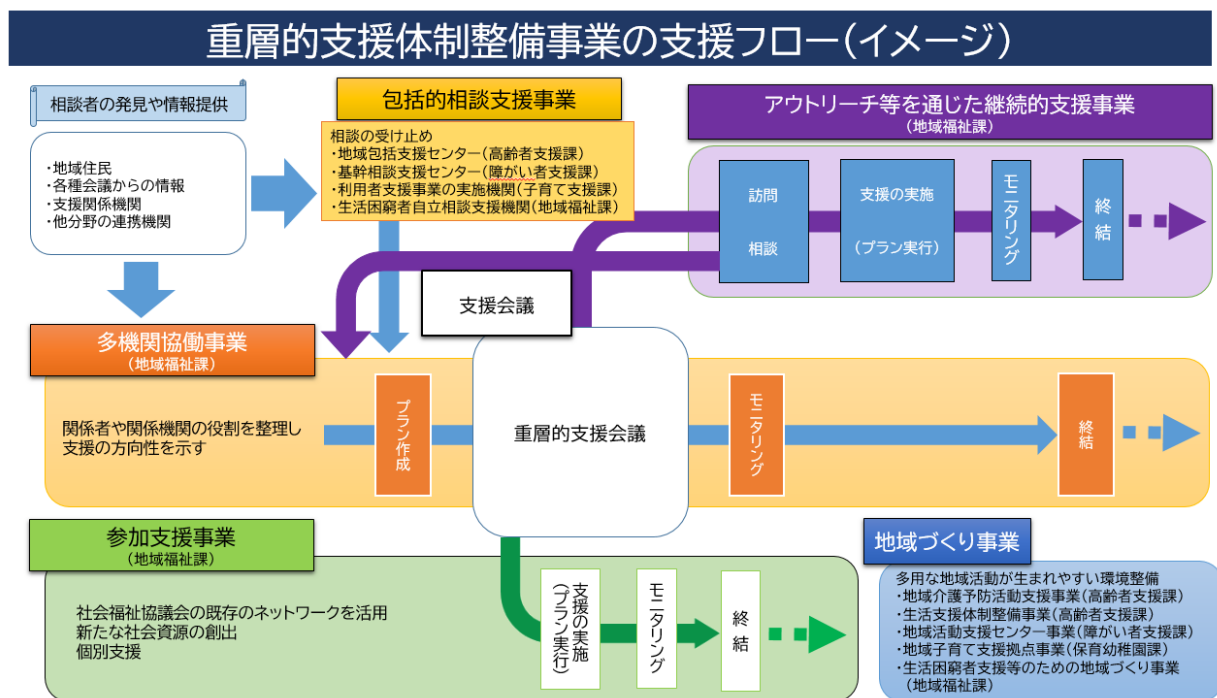
地域福祉計画との関連性を踏まえ、本計画期間を2年間とし、令和6年度から令和7年度の2年を計画期間とします。令和8年度以降は、地域福祉計画に包含する形で策定します。

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
基本構想		基本構想(12年間)											
総合計画		前期基本計画						後期基本計画					
実施計画		第1期		第2期				第3期		第4期			
地域福祉計画・地域福祉活動計画		第4期						第5期					
重層的支援体制整備事業						移行 準備	本番計画						
成年後見制度利用促進基本計画						本番計画							
高齢者福祉計画・介護保険事業計画		第7期 (H30～)	第8期				第9期		第10期		第11期(～R14)		
ふれそ あで いが ブラ ン	障がい者福祉基本計画	第3期(H30～)				第4期						第5期(～R17)	
	障がい福祉計画	第5期 (H30～)	第6期				第7期		第8期		第9期		
	障がい児福祉計画	第1期 (H30～)	第2期				第3期		第4期		第5期		
子育て応援プラン		第2期				第3期						第4期	
行政改革大綱		第7次						第8次					

Ⅱ 袖ヶ浦市における重層的支援体制整備事業

Ⅰ 実施体制

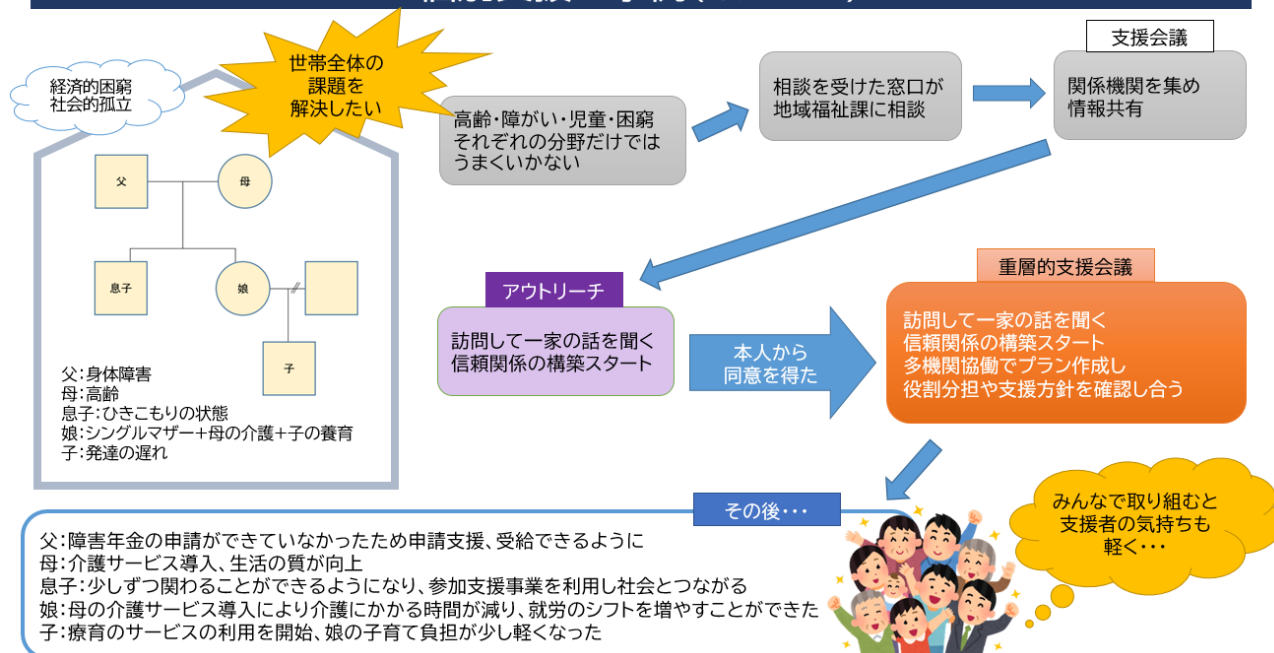
重層的支援体制整備事業は、後述する各事業を一体的に実施することで、課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために、必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業です。本市では、以下のようなイメージで実施します。



個別支援においては、それぞれの分野だけではスムーズに進まないケースにおいて、重層的支援体制整備事業を活用することで世帯全体の課題の解決を目指します。

- ・ 重層的支援体制整備事業を実施する前のイメージを追加
- ・ 各相談窓口の相談件数の推移を追加

個別支援の事例(イメージ)



さまざまな課題を抱えた世帯は、重層的支援体制整備事業の実施により、包括的に支援することができるようになります。

2 実施する事業

本市では、法第106条の4第2項に規定のある各事業を下表のとおり一体的に実施します。

	事業名	所管課
相談支援	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の45第2項第1～3号)	福祉部 高齢者支援課
	障害者相談支援事業 (障害者の日常生活良及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号)	福祉部 障がい者支援課
	利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)	市民子育て部 子育て支援課
	生活困窮者自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項)	福祉部 地域福祉課

	事業名	所管課
地域づくり	地域介護予防活動支援事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)	福祉部 高齢者支援課
	生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条の45第2項第5号)	
	地域活動支援センター機能強化事業 (障害者の日常生活良及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号)	福祉部 障がい者支援課
	地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)	市民子育て部 保育幼稚園課
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	福祉部 地域福祉課

	事業名	所管課
新たな機能	参加支援事業	福祉部 地域福祉課
	多機関協働事業	
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	

なお、相談支援や地域づくり事業の実施体制や拠点については、「基本型」・「統合型」・「地域型」に類型化されますが、本市においては、既存のものを生かし、「基本型」として実施します。

重層的支援体制整備事業の実施体制・拠点の類型（例）

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすものであり、個々の支援拠点の具体的な設置形態については、
 - ・既存の各分野の拠点のまま他の分野の関係機関と連携して対応する形態や、
 - ・いわゆるワンストップの総合窓口を設けるもの
 など様々な形態が想定される。
- 設置形態の類型化すると以下のとおりであるが、どのような実施体制とするか、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制を、各市町村がそれぞれ地域の状況や関係者との意見を踏まえて検討いただくもの。

類型	内容
基本型事業・拠点	○単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業・拠点	○複数分野（最大4分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※ 介護と障害のみ等、4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	○ 地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定。活動は、改正社会福祉法に基づく事業実施計画や支援会議の仕組みを通じ、専門的バックアップを受けて実施。

資料 厚生労働省 令和2年度「相談支援包括化推進員等への支援と人材養成育成事業」ブロック別研修資料

（Ⅰ）相談支援

包括的相談支援の取組は、既存事業を活かし、各分野の相談窓口の垣根を低くしてスムーズに連携することで複合化、複雑化した課題を有する世帯に対し相談支援を行います。

いずれの窓口にもあたらないような相談は、地域福祉課（自立相談支援室（愛称：そでさぼ））で受け止めます。

【相談支援機関】

①地域包括支援センターの運営

箇所数：3か所

（高齢者支援課、長浦地区地域包括支援センター、平川地区地域包括支援センター）

形態：直営・委託

※令和7年度に昭和・根形地区地域包括支援センターを開所予定であり、4か所となる見込み。

②障害者相談支援

箇所数：1か所（障害者相談支援事業所・基幹相談支援センター「えがお袖ヶ浦」）

形態：委託

③利用者支援事業

箇所数：1か所（子育て世代総合サポートセンター）

形態：直営

④生活困窮者自立支援事業

箇所数：1か所（自立相談支援室「そでさぽ」）

形態：直営

(2) 地域づくり

地域づくりの取組は、各分野の既存の取組等を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備するとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組をコーディネートします。

①地域介護予防活動支援事業

箇所数：1か所

形態：直営

※なお、当該事業内において「袖ヶ浦いきいき百歳体操」については各地域包括支援センターへ委託。

②生活支援体制整備事業

箇所数：1か所

形態：委託（袖ヶ浦市社会福祉協議会）

③地域活動支援センター機能強化事業

箇所数：1か所

形態：委託（社会医療法人社団さつき会 ケアセンターさつき）

④地域子育て支援拠点事業

箇所数：6か所

形態：公立1か所、私立5か所

⑤生活困窮者支援等のための地域づくり事業

箇所数：1か所

形態：委託（袖ヶ浦市社会福祉協議会）

(3) 新たな機能

●参加支援

参加支援の取組は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目指す取組です。相談受付、プラン作成、支援メニュー作成、社会資源とのマッチング、フォローアップ等を地域福祉課（袖ヶ浦市社会福祉協議会へ委託）にて実施します。

●多機関協働

多機関協働の取組は、複合化・複雑化した事例に対応する支援機関の抱える課題の把握や、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たすものです。主に支援者を支援する取組であり、地域福祉課（自立相談支援室「そでさぽ」）にて実施します。

実施方法としては、複合化・複雑化した課題を有する世帯に対し支援機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、支援機関等から相談を受け付けます。その後、多機関協働事業者である地域福祉課（自立相談支援室「そでさぽ」）は原則本人から利用申込（本人同意）を受け、その世帯の状態を把握し支援機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成します。プランの作成に当たっては、後述する重層的支援会議において十分検討を行い、支援を実施します。

重層的支援会議

重層的支援会議は、対象者から個人情報共有することに同意が得られた場合に開催し、多機関協働事業者である地域福祉課（自立相談支援室「そでさぽ」）が主催します。また、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるため、プランの適正性の協議、プラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討といった3つの役割を果たします。

プラン策定時、再プラン策定時（本人や世帯の状況が変化し再度プランを策定する必要があるとき）、支援終結の判断時、支援中断の決定時において開催します。

会議の開催については、月1回開催している生活困窮分野における支援調整会議を活用しますが、必要に応じて随時開催します。

支援会議

重層的支援体制整備事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要な基礎となるものの、事案によっては対象者の同意が得られず、適切な情報共有が進まないことから役割分担も難しくなることがあります。

また、予防的・早期の支援体制の検討を進めることが求められるにも関わらず、本人同意が得られないことで支援の体制整備が進まない場合もあります。

そのため、法第106条の6の規定に基づき会議の構成員に対し守秘義務を課した支援会議を必要に応じて随時実施し、支援体制に関する検討を行います。

重層的支援会議と支援会議の違いについて

重層的支援会議

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するところである。
- 具体的には、主に次の4つの役割を果たすものである。
 - ・ プランの適切性の協議
 - ・ 支援提供者によるプランの共有
 - ・ プラン終結時等の評価
 - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

支援会議（第106条の6）

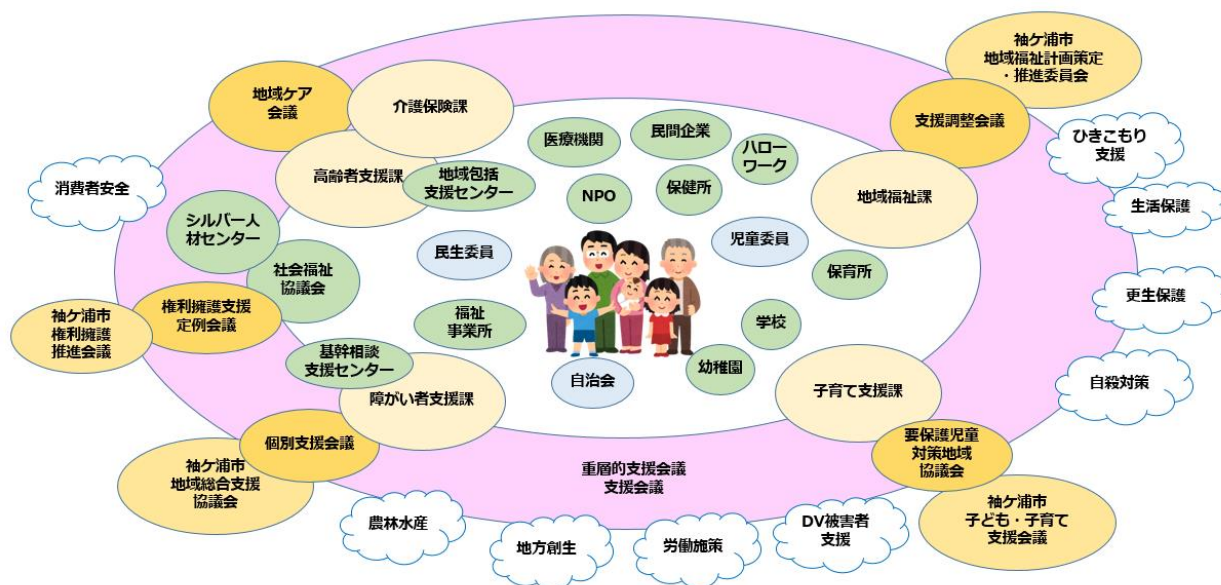
- 支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。
- 支援会議の構成員の役割は、次のとおり。
 - ・ 気になる事案の情報提供・情報共有
 - ・ 見守りと支援方針の理解
 - ・ 緊急性がある事案への対応
- 支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではない。あくまで潜在的な相談者に支援を届けるために行うものであり、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものである。

資料 厚生労働省 令和3年度重層的支援体制整備事業に係る人材養成研修「21.多機関協働事業と重層的支援会議の考え方」

●アウトリーチ等を通じた継続的支援

アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組は、長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複合化・複雑化した課題を抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けるものです。本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援を地域福祉課（自立相談支援室「そでさぼ」）にて実施します。

(4) 目指す姿



本市では、重層的支援体制整備事業を活かし、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるよう、市民や地域で活動する団体、関係機関等やさまざまな分野と連携し、「市民誰もが活躍し、それぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくり(袖ヶ浦市地域福祉計画の基本理念)」を目指します。

- ・多機関協働事業の対応件数や、重層的支援会議開催実ケース数、延べ件数等の数値目標を追加

Ⅲ 計画の推進体制

Ⅰ 推進方法

本実施計画を着実に推進していくため、年度ごとに事業の実施状況等を確認し、実施上の問題点を的確に把握し見直しするなど、事業の円滑な実施に努めます。

2 評価と見直し

進捗管理・評価を、「袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会」で提示し、PDCAサイクルに基づいて本計画の進捗状況の評価及び改善点を明らかにし、今後の施策の充実に向けた提言をいただきます。

資料

Ⅰ 庁内における事業の推進経過

令和4年度		
9月27日	袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業実施検討会議	
	会議内容	重層的支援体制整備事業を実施するにあたり庁内連携体制構築の取組を開始するため、関係課とともに検討。
	出席者	企画政策課、財政課、市民子育て部長、保険年金課、健康推進課、子育て支援課、保育幼稚園課、福祉部長、地域福祉課、障がい者支援課、介護保険課、高齢者支援課、学校教育課
11月8日	袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業検討委員会設置要綱を制定	
12月23日	袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業検討委員会第1回部会	
	会議内容	重層的支援体制整備事業移行準備事業の実施に向け事業説明
	出席者	企画政策課、保険年金課、健康推進課、子育て支援課、保育幼稚園課、地域福祉課、障がい者支援課、介護保険課、高齢者支援課、学校教育課
1月	袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業検討委員会第2回部会（書面会議）	
2月21日	袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業第1回検討委員会	
	会議内容	移行準備実施計画部会案の検討
	出席者	企画政策課長、財政課長、市民子育て部長（副委員長）、保険年金課長、健康推進課長、子育て支援課長、保育幼稚園課長、福祉部長（委員長）、地域福祉課長、障がい者支援課長、介護保険課長、高齢者支援課長、学校教育課長
3月	袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業第2回検討委員会を開催（書面会議）	
3月30日	袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業移行準備事業実施計画 施行	

令和5年度		
8月22日	袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業検討委員会第3回部会	
	会議内容	部会員が人事異動により概ね変更となっており顔合わせ。事業概要、現在の対応状況等を説明。計画及び交付金に関する意見の提出を求めた。
	出席者	企画政策課、保険年金課、健康推進課、子育て支援課、保育幼稚園課、地域福祉課、障がい者支援課、介護保険課、高齢者支援課、学校教育課
10月24日	袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業第3回検討委員会	
	会議内容	袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業実施計画案の検討
	出席者	企画政策課長、財政課長、市民子育て部長（副委員長）、保険年金課長、健康推進課長、子育て支援課長、保育幼稚園課長、福祉部長（委員長）、地域福祉課長、障がい者支援課長、介護保険課長、高齢者支援課長、学校教育課長、袖ヶ浦市社会福祉協議会事務局次長
11月6日	袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会	
	会議内容	袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業実施計画案の検討
	出席者	
3月 日	袖ヶ浦市重層的支援体制整備事業実施計画 施行	

2 地域や支援関係機関との意見交換等

袖ヶ浦市地域総合支援協議会	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3に規定のある協議会において、重層的支援体制整備事業について検討。課題が他の部署にまたがる場合であっても、まずは受け止める相談支援体制を構築することや会議体の設置等に関し、重層的支援体制整備事業における相談支援のあり方に関する提言書を令和5年3月24日に市長に提出。	
袖ヶ浦市社会福祉協議会役職員研修会	
令和5年9月4日に開催された袖ヶ浦市社会福祉協議会役職員研修会において、重層的支援体制整備事業に関し研修を実施し、質疑応答を実施。	
袖ヶ浦市社会福祉施設等連絡協議会	
令和5年9月15日に開催された袖ヶ浦市社会福祉施設等連絡協議会第2回理事会において、重層的支援体制整備事業の概要等の説明、質疑応答を実施。	